

を求めたりき。されど當時の武士に在りては山の如き此壓倒は必しも彼等の不利益とする所に非りき。何となれば彼の壓制はいかほど重かりしにもせよ、彼の制度は確一にして、彼の意思は天の運行の易ゆべからざるが如く、彼の裁判は正義と公平の裁判なりければなり。彼は鐵の如き意思を以て總ての武士の從順を求めたり。されど彼の意思は恰も上帝の机上に書かれたる法案の如く一點一劃だも容易に加除せられざる畫一と公平とを有するものなりき。彼は自ら天下を支配する意思となり、而して彼自らも個人的に言へば此意思に伏從したるものなりき。試に下の一話を讀め。治承四年(一一八〇年)十一月二十六日、山内の瀧口三郎經俊、斬罪に處せらるべきの由、内々其沙汰あり。彼の老母は武衛頼朝の御乳母なりけるが之を聞き、愛息の命を救はんが爲めに泣て參上し、資通入道八幡殿に仕へ廷尉禪室御乳母たりし以降、代々の間、微忠を源家に竭すこと勝て計ふべからず。就中俊通經俊の父平治の戰場に臨み、骸を六條河原に嘔し訖ぬ。而して經俊、景親に與せしむるの條、其

科は責むるに餘ありと雖も、是れ一旦平家の後聞を憚る所なり。凡そ軍陣を石橋邊に張るの者、多く恩赦に預る歟。經俊も亦盡なんぞ曩時の功を優せられざるものならんやと申す。武衛は殊なる御旨もなかりしが、預け置く所の鎧を進らすべき由、土肥實平に仰せらる。實平之を持參し、櫃の蓋を取り之を取出し山内の禪尼則ち經俊の母の前に置く。是は石橋合戦の日、經俊の箭、此御鎧の袖に立つ所なり。件の箭の口卷の上瀧口三郎藤原經俊と注す、此字の際より篋を切て御鎧の袖に立ちながら今に之を置かる。太だ以て掲焉なり。仍て直に讀み聞かしめ給ふ。尼、重ねて子細を申すに能はず、雙涙を拭ふて退出す。兼ねて後事を鑑み給ふに依りて此箭を残さる云々。經俊の罪科に於ては刑法を遁れ難しと雖も、老母の悲歎を優じ、先祖の勞效を歎き、忽ち梟罪を宥めらる云々。(東鑑)。

彼の人に加ふる罰は嚴なりしかども之と共に何人にも均しく嚴にして其親疎に依りて容易に其意思を變ずるものに非りしは、此物語の明かに證する所に非ずや。更に



左の一話を讀め。

治承五年(一一八一年)四月十三日遠江の守護安田三郎義定の使者武藤五と云ふもの遠江國より鎌倉に參着し、御代官として當國を守護せしめ平氏襲來を相待ち、就中命を受け橋本遠江に向ひ要害を構へんと欲し、人夫を召すの處に淺羽庄司宗信、相良三郎共に遠江國人等事に於て蔑如になし、合力を致さず、剩へ義定地下に居るの時、件の兩人馬に乗りながら其前を打通り訖ぬ。是れ已に野心を存するものなり。隨て彼等の一族、當時多く平家に屬す。速に刑罰を加へらるべき歟云々と申す。同十四日淺羽、相良等の事、一方の鬱胸に就て罪科に處せられ難きの由、武藤五に仰せ含めらるゝの處、武藤は彼等の奇怪を訴へんが爲めに使者を進せらるゝの由、國中に披露し畢ぬ。而るに裁許を蒙らずして空しく歸國せしめば其威勢は無きが如くならん歟。後日若し虚訴の旨を聞食さば斬罪に行はるべき者なりと申す。之に依りて彼等の所領を收公し義定に於て領掌すべき旨御消息あり。但し

宗信等後日の陳謝若し其謂あらば訴人を罪科に處せらるべきの趣之を載せらる。

(東鑑)。

彼の權衡は常に均一なり。彼は何所までも公平なり。彼は彼の節制の下に集まりたる總ての武士に對して、何の偏する所なく、何の黨する所なく。彼の言語は則ち法律にして彼の命令は則ち正義なりき。彼は其天性より言へば極めて愛憎強き人なりき。されど彼は其愛憎の故を以て公平を枉げざりき。梶原景時は最も彼の寵愛したる武士なりき。されど彼は景時の短長を知り、且必しも事毎に景時に聽かざりき。彼は其親しき親族の爲めと雖も其正義と信する所のものは毫も之を枉げざらんと欲したり。下の逸話は善く之を語るものなり。曰く。

賴朝の外甥に任憲といへる僧あり兼ねて熱田社領の内御幣田と云へる所を相傳したりしに勝實と號する僧ありて之を妨げ京都に奏聞して横領す。任憲則ち賴朝の舉狀を得て勝實不法の趣を奏聞せんとしたるに賴朝は容易に聽かず。故祐範任憲の父



の功を報んが爲めには他に何程も取計ふべき道あり。かゝることを頼朝の身として執奏せよとは難題なりとて更に許容の色なかりしに任憲より件の領所は先人亡骨の在所なれば是非とも舉状を進せられたきこと、先年勝實此地の事につき任憲と論争したれども申す所道理なりしかば領家上西門院に於て裁許に及ばれざりし事の證を舉げて猶ほ歎き申す所ありしかば、頼朝は常には慎みてかゝる事を皇室に申し上げざりしも理非分明の上はとて建久二年(一一九一年)八月七日此旨執奏に及びたり。(東鑑)。

任憲の父祐範は頼朝の母の弟にして殊に姉の愛する所たりしかば姉の逝去の時、七々の佛事は祐範の沙汰する所となり、澄憲法印を導師として勸修したり。平治の時頼朝配流せられしにも祐範は其家人をして頼朝を伊豆に送らしめ、其後も常に音信を通じたり。任憲は則ち其子なり。私情に於て之を言へば彼は頼朝の最も親しかるべきものなり。されど此物語の明かに證する如く、彼は毫も任憲に私する所なかり

き。(東鑑)。彼の意思は鐵の如く彼の命令は山の如くなりき。されど其命令は正義と公道とを維持せんが爲めなりき。總ての権利が不確、不定の状態に在りし日に於て此の如き統一力の現出は是れ實に諸國住人の福祉とすべき所にして、京都の貴族の爲めにも亦決して不利益の事にあらざりき。京都と頼朝の政治的關係は後文に詳にす。諸國の住人は此外

猶ほ此統一力を歓迎すべき大なる理由を有しき。他なし。此統一力ありしが爲めに彼等は家道の大小、門閥の貴賤に關はらずして大に其才力を發揮するの機會を得たればなり。頼朝は獨り一定の意思、決して正義と平衡とを失はざりし確實なる意思を以て武士を治めたるのみならず、彼は又士を愛し、士を知り、無數の人才を武士の群中に抜き、各適當なる位置を彼等に與へたり。彼は人面を見て善く其心を相し得たる程、人物の監識に對する鋭敏なる本能を有しき。彼が一たび目を舉げて彼の前に列座せる諸士を見るや、彼の鋭き直覺は直に其肺腑を洞察したりき。東鑑に或時頼朝が武士の苦心を挿むの族ありや否を知らんとて其顔色を見、直ちに之を發見したることを記し、又嘗て屢中より武士の一群を見て其勇士の相を備ふることを喜びしことを記す。同書又治承五年(一一八一年)義廣謀反の時常陸の



住人關次郎政平頼朝の前に参り、身の暇を申して座を起ちしに、頼朝之を覺て政平は二心あるものなりと云ひしも果して違はざりしと云へり。頼朝が人面を見て直ちに其心を讀むを得たりしことを想ふべきなり。彼は最も明かに人の性格を讀み、最も明かに人の長短を解したりき。彼は元暦二年（一一八五年）典膳大夫近藤七等をして畿内の雜訴を成敗せしめしとき久經、國平の二人を用ゆべきことを告げ久經は人の賄に耽るものに非ず、國平は僻事を現すものに非すと云ひたりき。彼は又山内瀧口三郎經俊が伊勢の守護たりしとき義經の爲めに襲殺せられたりとの報を得たりしに「經俊は左右なく人に度らるべきものに非ず」と稱して其誤報たるを斷言したりき。（東鑑）彼は猶太の牧羊者が其各羊の毛色、性質、慣習まで牢記して忘れざるが如く、其節度の下に集まりたる武士に就て各其才を知り、各其長短を知り、各其用ふべき所を知りたりき。彼は是を以て畠山重忠の忠直にして烈志あるを知り、慇懃に其子孫を依托し、土肥實平の貞心を知りて、範頼を助けて平家追討の軍務を參畫せしめ、梶原景時の才の用ふべきを知りて精悍なる義經の軍を監せしめたり。（東鑑）彼が如何に善く人才の長短を知り、如何に善

く之を適所に用ひたるかは左の一話最も善く之を證す。

文治五年（一一八九年）泰衡退治の時、念種關より向ひたる宇佐美平次實政、泰衡の郎從由利八郎出羽の人を生虜にし相具して陣せんが岡おかに參上す。しかるに天野右馬允則景之を生虜にする由相論す。二品頼朝藤原行政政所に仰せられ、先づ兩人の馬並に甲毛等よろひのけを注し置かるゝの後、實否囚人に尋ね問ふべき旨梶原景時に仰せらる。景時時に白の直垂、折烏帽子、紫革の烏帽子懸を著けたりしが立ちながら由利に向て、汝は泰衡の郎從の中に號なあるものなり。眞偽強ちに矯飾を構ふ可らざる歟。實正に任せ言上すべきなり。何色の甲を著くるものが汝を生虜にしたるやと云ふ。由利忿怒して、汝は兵衛佐殿の家人歟。今の口狀過分の至りにて喩を取るに物なし。故御館ごみた泰衡をは秀郷將軍嫡流の正統にして三代の間、鎮守府將軍の號を汲みぬ。汝の主人も猶ほ此の如きの詞を發す可らず。矧いんや亦汝と吾と對揚の處いづ何れか勝劣あらんや。運盡て囚人となるは勇士の常なり。鎌倉殿の家人を以て奇怪あはを見



すの條、其だ謂なし。問ふ所の事、更に返答に能はず云々と云ふ。景時頗る面を頼め御前に参り、此男惡口の外、別の言語なきの間、糺明を欲するに所なしと申す。無禮を現はすに依りて囚人之を咎むる歟、尤も道理なり、早く畠山二郎重忠をして召問はしむべしと仰せらる。仍て重忠手づから敷皮を取り由利の前に持來りて之に座せしめ、禮を正ふして誘ひ言けるは、弓馬に携るもの怨敵の爲に囚へらるゝは漢家本朝の通規なり。必しも恥辱と稱すべからず。就中故左典厩義朝永曆に横死あり、二品も亦囚人となり六波羅に向はしめ給ひ、結句豆州に配流せらる。然り而して佳運遂に空しからず、天下を拉り給へり。貴客生虜の名を蒙らしむると雖も、始終沈淪の怨を貽す可らざる歟。奥六郡の内に貴客は武將の譽を備ふるの由、兼て以て其名を留むるの間、勇士等勳功を立てんが爲に貴客を搦め獲るの旨、互に相論に及ぶ歟。仍て甲を云ひ、馬の毛付を云ひ畢んぬ。彼等の浮沈此事に究まるべきものなり。何色の甲を着けたる者に生虜られ給ふぞや分明に申さ

るべし云々。由利之を聞きて、客は畠山殿歟、殊に禮法を存し、前の男の奇怪に似ず、尤も之を申すべし。黒糸威の甲よろひを著け、鹿毛かきの馬に駕りたるもの先づ予を取りて引落す。其後追來りしものは嗷々として其色目を分たす云々と語る。重忠歸參せしめ悉に此趣を披露す。件の甲馬は實政なり。已に御不審を開き訖ぬ云々。  
(東鑑)。

彼が景時を知り、重忠を知り、併て由利を知りしを見るべし。彼は又建久元年(一一九〇年)大河原兼任が出羽に起りて秦衡の爲に復讐の師を起せし時、小鹿島橋次出羽の戦死し、由利八郎の逐電したる報を得て、そは由利の戦死し、小鹿島の逐電したるを誤り傳へしものなりと言ひしに果して其言の如くなりき。(東鑑)。大ナポレオンの以太利に入るや、彼は直ちに以太利の人才を監別して其才を伸ばすを得せしめたり。頼朝の人才監別は大ナポレオンのそれと異なることなかりき。而して彼が此の如く人才に對して有したる殆んど先天的の鑑識力は彼が人才を愛するの情熱と纏綿



し、彼をして常に人才の中心たらしめたり。彼は其部下を統御するに於ては鐵の如き意思を以て之に臨みたりと雖も、此の如き嚴重なる節度の背後に存する彼の情は頗る熱かりき。彼は功成り名遂げたる後、文治六年（一一九〇年）正月二十日伊豆權現に參詣の途次石橋山を經、嘗て彼の爲に戦つて此所に其青年の血を流したる佐奈田與一及び其郎從豊三の墳墓を見、落涙數行に及びたり。彼は又曾我兄弟の仇打ありし時、時宗の勇を愛し、之を宥さんと欲したるのみならず、建久四年（一一九三年）五月十三日、祐成、時宗が最後の事を母の許に申送れる文に、幼稚より父の敵を度らんと欲するの旨趣を載せたるを見て、いたく其志を感じ、涙を垂れ、永く其書を文庫に藏したり。彼は同じ年（一一九三年）の三月十五日、鶴岡若宮の別當坊に於て京都下りの兒童が垂髮を下げ音曲を奏せしを見て忽ち工藤祐經の此道に堪能なりしを思ひ起し、「祐經、今に存命せしめば定めて興に入らん歎」と云ひて落涙したりき。彼は又最初に一門を擧げて源氏の再興を計り、其老軀を亡ぼしたりし三浦

大介義明の爲に地を三浦郡相模矢部郷に相し、佛堂を建て、懇ろに其冥福を薦めたり。彼の士を愛する實に其飾なき中心の情に出づ。天下何ぞ彼の爲めに死せざるを得んや。彼は最も其職務に忠勤するものを愛し、卑職に在るものと雖も、其志の賞すべきものに遇へば必ず之を逸せざりき。彼は嘗て壽永元年（一一八二年）十二月七日夜深け人定まりし後、佐々木三郎、和田二郎等の數輩を從へ竊に鶴岡の拜殿に詣り念誦したりしに、宮寺の承仕（小役人の義なり）法師榮光なるものあり、之を怪み、誰人なれば鎌倉殿の御座所に着くや、早く退出すべしと譴めたり。彼は此の卑職の僧が其職務に忠實にして常に休なき眼を以て寺社を警護しつゝありしことを知り、直ちに己の前に召し、甘繩（相模鎌倉の内に在り）の田一町を賞賜したりき。彼は又最も直言の士を愛しき。彼は其敵と雖も直言憚らざる氣節の士に至りては常に之を尊重したりき。試に左の數話を讀め、何人も彼が何ものも抵抗すべからざる威嚴を有すると共に、何人をも其言を盡さしむべき雅量ありしを知らん。



治承四年(一一八〇年)佐竹退治の後十一月八日兼て逃亡したりし、佐竹家人十許輩、今日出来の風聞ありし間、武衛頼朝上總介廣常、和田小太郎義盛をして彼等を庭中に召出させ、害心を挿ぐべきの族、其中に在りや否や其顔色を覽度しめ給ふの處、紺の直垂上下を着くるの男、頻に面を垂れ落涙の間、由緒を問はしめ給ふ。故の佐竹の事を懷ふに依りて落涙仕る、此上は頸を刎らるべしと申す。武衛、さる所存あらば佐竹誅伐の刻、何ぞ命を棄てざるやと仰せらる。答へて我等主人佐竹太郎義政は廣常に誘はれ大矢橋の上にて誅せられ訖はんぬ。彼の時は家人等其橋の上に參らず。只主人一身のみ召出され梟首せらるゝ間、後日の事を存して逐電仕る。而して今參上するは精兵の本意に非すと雖も相構へて拜謁の次を伺ひ、申すべきことある故なりと申す。重ねて其旨を尋ね給ひしに、平家追討の計を聞れ、御一族を亡さるゝの條太だ不可なり。國敵に於ては天下の勇士、一揆の力を合せ奉る可し。而して誤なき一門を誅せられんには御身の上の讎敵は誰人に

仰せて退治せらるべきや。將又御子孫の守護何人たるべきや。此事、能く御案を廻らさるべし。當時の如くならば、諸人唯だ怖畏をなし、眞實歸往の志あるべからず。定めて誹を後代に貽さるべき者歟云々と申す。武衛仰せらるゝの旨なく入らしめ給ふ。廣常件の男謀反を存するの條。其疑なし、早く誅せらるべきの由を申す。然るべからざるの旨を仰せられ、之を宥められ、剩へ御家人に列す。岩瀬與一太郎と號するもの是なり。(東鑑)。

\* \* \* \* \*

義經謀反逐電の後文治三年(一一八七年)二品頼朝南都の僧周防の得業聖佛を召し小山七郎朝光に預けらる。豫州義經師壇たるの故なり。今年三月二品御對面あり。直に御問答に及ぶ。豫州は國家を濫らんと欲するの凶臣なり。而るに逐電の後、諸國の山澤を搜求し、誅戮すべしとて度々宣下せられ訖ぬ。然らば天下の尊卑、彼に背くの處に、貴房祈禱を致し、剩へ同意結構の聞あり、其企如何と仰せらる。



聖佛答へて豫州君の御使となり。平家を征するの刻、合戦無爲に屬する様に祈禱を廻らすべきの旨、慰勸契約の間、年來丹誠を抽でたり。是は報國の志なり。爰に豫州、關東の譴責を蒙ると稱し、逐電の時、師壇の好と云ふを以て南都に來るの間、相構へて先づ一旦の害を通れ退て二品に謝し申さるべきの由諷詞を加へ、下法師等を相添へ、伊賀國に送り畢ぬ。其後全く音信を通せず。祈禱に謀叛を祈らざりしと云ひ諷詞に逆心を和らげられしと云ひ、何ぞ與同に處せられんや。情ら關東の安全を案するに只だ豫州の武功に在る歟。而して讒訴を聞食し、忽ちに奉公を忘れ恩賞の地を召返さるの時、退心を發するの條、人間の已むを得ざること歟。速に日來の御氣色を翻へし、和平の儀に就き豫州を召還され、兄弟魚水の思を成さしめたまはば治國の謀を爲すべきなり。申狀更に豫州を庇ふには非ず、天下靜謐を求むるの術なりと申す。二品得業の直心を感じ給ふに依りて早く勝長壽院鎌倉の供僧職となし、關東御繁榮の御祈禱を抽すべきの由仰合はさる。(東鑑)。

鑑)。

\* \* \* \* \*

文治五年(一一八九年)泰衡退治の後、平泉寺の内無量光院の供僧助公と號するもの泰衡の跡を慕ひ、關東に反き奉らんと欲するの由風聞あるに依て召し禁せられ、其年十二月二十八日梶原景時を以て仔細を推問せられしに、件の僧申しけるは師資相承の間、清衡已下四代、歸依して佛法の惠命を續き候ひぬ。爰に去る九月三日泰衡誅戮を蒙るの後、同じ十三日の夜、天陰り名月明かならざるの間、

むかしにもならざる夜のしるしには

今夜の月し曇ぬる哉。

斯く詠じ畢りぬ。此事更に當時を蔑如にし奉るに非ず。唯だ折節俄かなる懷舊の催す所なり。異心あるに候はず云々。景時頗る之を褒美し、則ち此由を二品に達す。還て御感あり、其身を厚免せられ、剩へ賞を加へらる云々。(東鑑)。



絶待的に一門家人の従順を求めたる山の如き意思は此の如き温情を以て其秋霜烈日に比すべき威嚴の岩に花さかせたり。彼は如何なる人才に於ても其人と異なる特操若しは異能あれば必ず之に同情を注ぎ之を保護し、之を愛撫することに注意したり。乃ち單に一藝一能の士に過ぎざるものと雖も彼は決して之を不問に放抛する能はざりき。試に下の逸話を讀め。

諏訪大夫盛澄は流鏑馬の藝を窮め秀郷朝臣の秘訣を得たるものなり。然るに盛澄平家に屬し、多年在京し、數ば城南寺の流鏑馬以下の射藝に交り、關東に參向する事頗る延引せしを以て二品賴朝御氣色あり。日來囚人として指置かれけるが、若し盛澄を死罪に行はれんには流鏑馬の一流、永く凌廢すべき間賢慮思し食し煩ひ旬月に渉るの處、文治三年(一一八七年)八月十五日鶴岡放生會の日、俄に召出され流鏑馬を射るべきの由仰せらる。盛澄領狀を申し、御厩第一の惡馬を賜はる。盛澄之に騎らしめんと欲するの刻、御厩の舍人、密々此御馬は的前に於て必ず右

方に馳する由を盛澄に申す。則ち一的の前に出で右方に寄る。盛澄、生得の達者たれば押直して之を射る。始終相違なし。小土器を以て五寸の串に挟み、三つ之を立てられしに、盛澄亦悉く射畢ぬ。次に件の三個の串を射るべきの由仰出さる。盛澄之を承り、既に生涯の運を思切ると雖も、心中諏訪大明神を祈念し奉り、若し還りて瑞籬の砌を拜み、再び靈神に仕るを得べくんば只今擁護を垂れたまへと念じ、然る後鏃を平に捻廻はして之を射しに、五寸の串、皆之を射切りたり。觀者感ぜざるはなし。二品御氣色、又快然たりしが忽ち厚免を仰せらる云々。(東鑑)。

苟も其一藝一能を以て天下有用の器たり得べくんば彼は容易に之を殺さざりしなり。彼の威は誠に重し、されど彼の恩も亦誠に厚し。彼の人才に對する同情は廣くして且切なり。是を以て武藏國の住人熊谷次郎直實、平山武者所季實の徒は家道の小さき小地主に過ぎざりしかども彼は自ら其勳功を賞讃し、「二人は所々に於て先登



に進み、更に身命を顧みず、多く凶徒の首を獲たり、其賞は傍輩に抽べきものなり」と言ひたりき。此の如き命令が直ちに主將の口より出づることは小地主たる彼等の位置に取りては眞に思設けざる仕合にして彼等の志を壯にするに足れるものなりき。此の如くにして彼は多くの新しき人物に任ずるに要職を以てし、門葉と雖も不才の者は之を退け、家人と雖も其器に堪へたるものは門葉の上に在らしめたり。是を以て彼は源行家が彼の叔父にして、且以仁王の令旨を彼に齎したるものなりしに關せず、其戦功なきを以て終に之を賞せざりき。(東鑑)。彼は日本歴史が生じたる最も大なる制法者の一人なりき。彼の定めたる制度は爾後數世紀の間武家制度の典型たりき。されど制度は到底品性の影なり。彼が武士の勢力を統一し、是に依りて秩序なき世界に秩序を與へ、不定、不安、混亂の世界に條理を與へたるものは唯だ此大なる品性ありしが爲めなり。

(六) 守護地頭の制度。

頼朝は先づ一門家人をして必ず鎌倉の節制に従順ならしむることを以て其政治家たる行路の第一歩とせり。而して彼は之と共に嚴に一門家人の彼の執奏を待たずして朝恩を受くることを禁じたり。彼は固より朝廷が直ちに彼等を眷顧したまふことを非難し奉るべき理由を有せざりき。されど彼は之と共に彼の執奏を経ずして特に朝恩を蒙りたるものは之を見るに一門家人を以てせず、彼の節度の外に在り従つて彼より何等の恩惠をも、保護をも得ざる無關係のものなりとしたるを以て、彼等は此冷遇に堪ゆる能はず、其結果は彼等をして彼の執奏を待つに非れば天朝に近づく能はざるものたらしめたり。斯の如くにして彼は先づ祖先以來彼の一門家人と稱したりし東國の住人をして悉く彼の節度に従はしめ、更に新たに彼に來りて家人となりしものを加へ、其兵力を合して以て天下に臨めり。而して平氏追討の際に於て彼は



先づ各地方に在りし平氏の黨を鎮壓し、若しは平氏の置きたる目代地頭に代りて地方の秩序を維持せん爲めに其一門家人を遣りて守護、追捕使等の事を行はしめたり。百鍊抄に曰く文治元年(一一八五年)六月十九日源二位の狀到來して云ふ。諸國追捕使の事、平家追討未だ斷ざるの間、暫く其職を成し置くと雖も今に於ては停止すべきの旨下知せしむる所なり云々とあり。諸國の總追捕使(則ち守護)が平氏追討の間、頼朝の置く所たりしを見るべし。是は當時に在りても敢て先例なき新奇の施設に非ず。地方の平和を維持し、成るべく地方住人の私闘を制せんが爲めに、有勢なる地方豪族に與ふるに追捕使、押領使、檢非違使、御厩別當職等の名を以てし地方警察の任に當らしめたるは藤原氏の世盛りに於て既に然りしを以てなり。唯だ其頼朝時代と殊なる所は此の如き地方の治平を委任せられし豪族は各獨立したる兵力にして之を統率すべき中心なかりしことのみ。以上朝野詳載等に依りて推論す。頼信、頼義、義家の威を東國に立て東國武士多く其家人たりしに及んで彼等を統率すべき中心は稍や其核子を生じたり。されど源氏は一門の間に紛争あり、加ふるに源氏の家督は多く都住ひしたるを以て主従の感情漸く濃厚なりしに關はらず、未だ嘗て完全なる統一を見るに至

らざりし間に奥羽の地は却て亘理氏に統一せられ、亘理氏は二國の押領使を以て其住人をして悉く家人の禮を執らしめたり。是れ實に武士の勢力を統一したる最初の例なりき。尋で平氏の起つて天下の權を執るに及んで其家人をして國の目代、庄の地頭たらしめたるもの多く、始めて全國の治安を維持すべき任務あるものをして一個の中心に屬せしむるの端を開きたり。頼朝が平氏追討に際し、其家人を遣り諸國に守護、總追捕使を置き、莊園に地頭を置きしものは之を要するに平氏の爲す所に倣ひしものに過ぎざるなり。一國の守護若しは總追捕使とは其國の治安を維持する任務を意味する當時の語にして二者必しも別あるに非ず。

たとへば東鑑に壽永三年(一一八四年)三月二十八日武衛頼朝御使を京都に發せらる。是れ洛陽警固以下の事仰せらるゝ所なり。又播磨、美作、備前、備中、備後已上五個國、景時、實平等專使を遣はし守護すべきの由仰せらるとあり。同二十日の條には今日大内冠者惟義、伊賀國守護たるべき由仰付らるゝとあり。又元暦



元年（一一八四年）八月三日の條に賴朝の惟義に書を與へ其平氏の黨に襲撃せられしを責めたることを載せ、一國の守護に補するは狼喉を鎮めんが爲めなるに、先日賊徒の爲に家人を殺害せられしは是れ用意なきの致す所なり。豈越度に非ずや云々とあり。國の守護の意義が國の治安を維持する任務を指したるものなるは是にて明白なり。且景時、實平の事を指したる別の條に「關東實平、景時を以て近國畿内の近國の義の總追捕使に差定めらる」とあれば國の守護は則ち國の總追捕使にして二のもの別義あるに非ることを知るべし。按ずるに賴朝は平氏の黨派多き地方を鎮壓せんが爲めに其一門家人を遣りて守護とし、治安を維持せしめ時としては彼等に特命を與へて治安警察以外の職務をも擔任せしめたることあるが如し。則ち東鑑、壽永三年（一一八四年）三月二十五日の條に土肥次郎實平御使として備中國に於て釐務を行ふ。仍て在應散位藤原資親以下數輩本職に還補す、是は平家の爲めに度を失ひしものなりとあるが如し。是は當然守護の任ならねども殊に賴朝の

使として國務を行ひしものならん。又必しも守護、總追捕使の名を得ずとも事實に於て鎌倉の特命に依り一國の治安を維持するの任に膺りしものあり。東鑑、同年四月三日の條に尾張國の住人大屋中三安資其功あるに依り、元の如く所帶を管領し、剩さへ國中狼喉を鎮むべきの旨御下文を給ふとあるもの、如きは則ち其一例なり。

國の守護が國の總追捕使として一國の治安を維持すべき任務を有するが如く、莊の地頭は則ち一莊の總追捕使にして莊の治安を維持するものなり。是れ皆賴朝が平氏と戦ふ間に於て其家人を以て重要な地點に分命したるものなり。地頭職の名は二の意義なりしことは前に述べたり。たとへば東鑑、元暦元年（一一八四年）五月二十四日の條に左衛門尉藤原朝綱伊賀國壬生野郷の地頭職を拜領す。是は日來平家に仕ふると雖も、懇志關東に在るの間、潜に都を出で、參上せり。其功に募り、宇都宮社務職相違なきの上、重て新恩を加へらるるとあり。是は本著



者の所謂廣義の地頭にして治安警察を主としたるものに非ず。領家と共に土地の利益を分割するを主眼としたる地頭なり。又同書に文治元年（一一八五年）八月下河邊四郎政義が常陸南郡の惣地頭職たることを記し、鎌倉殿御眼代たりとあり。是は著者の所謂狹義の地頭にして領家と共に土地より生ずる利益を分配したる點に於ては固より狹義の地頭と殊ならずと雖も其任務の主とする所は治安警察に在り、單に之を恩賞の類と見るべからざるものなり。東鑑に地頭職、總追捕使、其名を替ると雖も、同前なりとあるは則ち此種の地頭を指すものならん歟。

斯くの如くにして賴朝は平氏追討の戰爭中に於て早くも一門家人を以て諸國の守護地頭としたり。たとへば

山城。大内惟義、京都守護たり。

伊賀。始め大内惟義を任じ尋て首藤經俊を任す。

伊勢。首藤經俊。

遠江。安田義定。

駿河。武田信義。

美濃。梶原景時。

播磨。梶原景時。

美作。梶原景時。

備前。土肥實平。

備中。土肥實平。

備後。土肥實平。

の如きは皆是れ平氏と戰爭中に於て守護を命じたるものなり。（小川弘所著鎌倉史）。而して彼は此間に於て伊豆、相模、武藏、上總、下總、信濃、越後、駿河の八國を分國として知行したりしが如し。（東鑑）。分國とは當時の用語に於ては管領の國を意味するものにして、自己の從者を申進めて國司となし、一定の貢賦を朝廷に上るの



外、國務は一切其裁斷する所たるものを云ふなり。

愚管鈔に後鳥羽院の時播磨、備前の二國は院の御分國なりしことを記し、且院は寺作る爲めに此分國を僧に給したまひしとあり。台記。天養元年(一二四四年)の條に攝政忠通大和國を分國としたることを記し、攝政殿大和沙汰の間、公文所を殿中に置き、攝政近臣源朝臣清忠を大和寺に申任じ、殿下吏務を親らし、殿に直する侍男共數人國內の田を檢注したりしかば、僧徒大に興り、檢注を止めんと請ひしに殿下許さず、寺僧領を國領とすべきに非るは勿論なれば檢注を止むるを請ふに及ぶまじと云はれしを、僧徒猶ほ訟ふる所ありしかば寺僧領の檢注は止むべし、國領の檢注は止めがたし、國領を檢注せざれば僧領と他領とを分別すべからずと申されしかば僧徒も訴を止めたることを言へり。分國の意義の如何なるものなるかは此文に明かなり。則ち一國を管領し、其國司を奏薦し、國務を監督するの任を帯ぶるものなり。之を指して事實上の國司なりと云ふも亦可なり。

彼は特別の場合を除くの外は一門を推薦して此等の國司に任じ、以て其政務を管せしめたり。頼朝は家人を以て國司とするを好まず。多くは一門を以て之を補したり。源廣綱を以て駿河の國司とし山名義範を以て伊豆の國司とし、平賀惟義を以て武藏相模の國司としたるが如し。

而して此八國に加ふるに安房上總、下總、甲斐の四國及び三河、遠江、美濃も亦源氏の一門、若しは家人の蟠踞する所なりしかば頼朝は此時に於て既に事實上東國を領したるものなり。而して今や戦時の故を以て其家人を近畿及び西國に分ち守護地頭たらしめんとす。今まで東の夷あまとして輕蔑したりし東國住人の、其兵權を藉りて威を國郡莊園に振ひ、國司、領家の威愈よ微にして鎌倉家人の獨り人民に畏怖せらるるを見る。京都の貴族が之が爲めに不安を感じたるは固より應きに然るべき所なれば後白河法皇は數ば頼朝に勅し武士の濫妨、横領を制止せんことを命じたまへり。而して頼朝も亦守護地頭を置く所以は決して年貢を掠取り、官物を犯用せんが爲に非ず、單に治安を維持する爲なることを陳し、成るべくは京都の申させ給へる旨に従はんとするの狀を粧へり。九州に於て平氏の黨たりし原田種直、菊池隆直、山家秀遠



等の没官領と雖も猶ほ擅に沙汰人職を命せずして院の御氣色を窺ひしのみならず、遂に平家既に滅亡の上は諸國に置きたる總追捕使は之を停止せんとするの意なることをすら奏するに及べり(東鑑)。されど廷臣中の氣概あるものは彼が既に其一門家人を以て日本全國を治めしめんとし、彼等の侮り思ひたる無學の野人たる東夷ウツマカの所在に跋扈し國司領家を輕侮するの勢あるを憤るものも亦無きに非りき。義經が賴朝に疎せらると共に却て京都に於て人望を増し、遂に賴朝追討の院宣を賜ふに至りしものは蓋し之が爲めなり。(參取東鑑、玉海)賴朝は是に於て乎始めて當時の形勢が宜しく達すべくして未だ達せざりし結論に政局を導くの機會を促したり。平氏に賴朝追討の院宣を賜ひたるを怒らず、義仲に賴朝追討の院宣を賜ひたりしを怒らざりし賴朝は行家義經に院宣を賜ひしに至りては故らに忿怒の狀を粧ひ、以て先づ朝廷を畏嚇せり。彼は義經と戦はんが爲に最初に京都に入りたる東兵をして直ちに賴朝忿怒の趣を左大臣經宗に告げしめ、尋で法皇の近習大藏卿泰經の使者が鎌倉に來り、

左馬頭能保の亭に就き、「義經等の事、全く微臣の結構に非ず。只彼等の武威を怖れて傳奏する計なり、彼等の謀叛、偏に天魔の所爲たる歟。宣下なくんば宮中に參り自殺すべきの由、言上の間、當時の難を避けんが爲め、一旦勅許あるに似たりと雖も、曾て叡慮の與る所に非ず」との言を齎らしたるを見て其實は天氣を傳ふるものたるを知り、之に返書を投じ、「行家、義經謀叛の事、天魔の所爲たるの由、仰下さる、甚だ謂れなきことに候、天魔は佛法の爲に妨を爲し、人倫に於て煩を致すものなり、賴朝數多の朝敵を降伏し世務を君に任じ奉るの忠あるに、何ぞ忽ち反逆に變じ指せる罪過なきに院宣を下さるゝや。行家と云ひ、義經と云ひ、召取らざる間は諸國衰弊し、人民滅亡せん歟。仍て日本第一の大天狗は更に他に非るもの歟」と答へたり。是れ暗に日本一の大天狗たるもの世自ら其人あるべしと稱し、朝廷が行家、義經を寵して天下の亂を招かんとするを非難したるものなり。賴朝は常に京都の狀況に注意し、且妹夫能康等より其京都に在りて直ちに見聞したる所を聞きしかば彼



は鎌倉に在りながら猶ほ京都の情状を盡すを得たり。(愚管抄) 彼は天下不安の原因は實に輕佻にして陰謀を好める朝紳の、不平の武人と結托し、源氏の家人たらざる、若しは源氏の家人たりと雖も鎌倉の爲す所に不服なる地方人民の之に應ずるに在ることを知り、此禍根を絶たんとせば朝廷に迫りて日本全國に守護地頭を置き、悉く鎌倉の家人を以て之に補するの外、道なしとし、此勅許を得んが爲めに心にもなき忿怒を發して必ず朝廷をして其奏上を聽かしめんとせり。彼の怒が假粧の怒に過ぎざりしは此奏聞の聽かれたる後、彼は賴朝追討の院宣を義經に與ふるの已むべからざるを主張したる左大臣經宗の陳情を聽き其意を諒とするの意を漏したるに依りて知らるゝなり。(東鑑) されど此畏嚇ありし爲に容易に朝廷を動かすことを得たり。文治元年(一一八五年)十一月二十五日、則ち行家義經が京都を出で、西國行の途に上りたる後二十二日にして北條時政は京都警衛として上京し、其二十八日の夜を以て法皇の近習中納言藤原經房に謁し、行家義經逐電に及びたる上は尋ね捜さ

んこと頗る難儀に候はん歟、奸濫國々に起らん時、之を相鎮めん爲めに毎度東國家人を發遣いたし候事人の煩たるべし。此上は御許を蒙りて家人を以て國には守護、莊園には地頭を補し候ひて、畿内山陰山陽南海、西海道の内二十六國には權門勢家を論せず兵糧米段別五升を宛課せらるべき歟と奏したり。(參取東鑑、玉海、源平盛衰記)。當時賴朝亦自ら日本總地頭に補せられたき旨をも陳したりと云ふ。(保曆間記)。法皇固より斯る重大なる權力を鎌倉に與へ給ふを善しとし給ひしには非ず、藤原長方の如きも固く其の不可なるを主張したりしかども公卿皆賴朝の意に違ふことを憚りしかば直ちに其請を許さるべきに決し、同二十九日諸國守護地頭兵糧米の事早く申請に任せ御沙汰あるべきの勅命を時政に下されたり。(參取東鑑、平家物語一本) 斯の如くにして京都を中心とする政治系統以外、別に鎌倉を中心とする政治系統を作り、(一)大番催促(即ち京都及び鎌倉を守護すべき武士)、(二)謀叛(謀反のものを糺彈し、常に治安を維持すること)、(三)殺害(人を殺すものを追捕して之を罰すること併せて夜討、強盜、山賊、海賊の事を掌る)の三條を以て諸國守護の專任とし、國領に非ず



して守護の入部を得ざる莊園には地頭を補し同じく治安警察の事を掌らしめ、(參取御成敗式目、東鑑)、共に盡く一門家人を以て其任に當らしめたり。(承久記)。彼は先づ主として東國武人の勢力を鎌倉の節度に依りて統一し、而して此統一したる勢力を以て鎌倉の勢力が比較的微弱なりし、畿内及び西國に及ぼし、其家人を派して守護、地頭とし所在に於て治安維持の責任に當らしめ、依りて以て動もすれば私闘を事とし、總ての紛議特に紛議の中心たる土地の權利に關係する問題を、諸國住人の腕力に依りて決せんとしたる不定、不安の世に始めて秩序を興ふるを得たり。清盛が西國を根據として、東國を治め其家人を以て多く目代、地頭に補したるは、賴朝が東國を根據とし、東國家人を以て多く西國の守護、地頭に補したると其術正に相同じ。彼は此點に於て清盛の蹤を履みつゝ進みたるものなり。されど彼は之と共に嚴に守護地頭の權力を制限し、彼等をして其國司、領家の利益を侵害せざらしめんと欲したり。此自制的行爲は賴朝の清盛に學んで而も其過に倣はざりし所なり。彼

は諸國に守護地頭を置くことの勅許を蒙りたる年(一一八五年)十二月六日書を右大臣兼實に與へ諸國の莊園に地頭を置くは全く一身の利潤を思ふに非る旨を陳し、「梟惡の土民、或は謀叛の輩に煽動せられ、或は所在の武士に依り、事を左右に寄せ、奇怪を現はし候はんに、其用意をなさず候は、向後四度計なく候はんか、然らば伊豫國と雖も庄公の何たるを問はず、必ず地頭を補すべし、但し其後先例限ある正税已下、國役(共に國司に納むべきもの)本家雜事(領家に納むべきもの)等、若しは對捍を致し、若しは懈怠を致さば、殊に誠を加へ、其の妨なきやう、法に任じ沙汰致すべく候なり」と云へり。彼の意は家人を以て守護、地頭に補し、之れを鎌倉に統ぶるは決して一身の利潤を思ふに非ず、此の如くにして治安を維持し諸國住人の私闘を禁ずるに非れば朝廷及び貴族の地方より收納すべき貢賦も亦其安全を保すべからずと云ふに在りき。而して是は決して彼の虚偽なる辭柄とすべからざりき。何となれば當時の諸國住人にして若し朝威も之れを畏す能はざる兵力あるものならんには國司領家も亦空しく彼等が任



意に提出する少量なる貢賦を以て甘んぜざる可らざりしは秀衡の例に依りて明かなればなり。(台記)。且つ頼朝は必ずしも國毎に守護を置きたりしには非ず、大和は南都諸大寺の領多く一國の事其掌握に歸せしを以て之を置かず丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、周防、伊豫、筑前、筑後、肥前、肥後等にも亦朝廷及び京都の貴人に遠慮する所ありて守護を置かざりもの、如しその東鑑及び其他の諸書に此等の地方に於て彼の時に守護たりしものありしを記るさざるにて察せらるなり。彼は又文治二年(一一八六年)六月二十一日左の書を京都に呈し、且大江廣元を遣りて思ふ所を述べしめたり。

爲天下澄清。被下院宣。糺斷非道。又可停止武士濫行國々事。

- |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 山城國。 | 大和國。 | 和泉國。 | 河内國。 | 攝津國。 | 伊賀國。 | 伊勢國。 |
| 尾張國。 | 近江國。 | 美濃國。 | 飛驒國。 | 丹波國。 | 丹後國。 | 但馬國。 |
| 因幡國。 | 伯耆國。 | 出雲國。 | 石見國。 | 播磨國。 | 美作國。 | 備前國。 |
| 備後國。 | 備中國。 | 安藝國。 | 周防國。 | 長門國。 | 紀伊國。 | 若狹國。 |

- |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 越前國。 | 加賀國。 | 能登國。 | 越中國。 | 淡路國。 | 伊豫國。 | 讃岐國。 |
| 阿波國。 | 土佐國。 |      |      |      |      |      |

右件三十七箇國々。被下院宣。糺定武士濫行方々之僻事。可被直糺非道於正理也。但鎮西九箇國者。帥中納言殿御沙汰也。然者、爲件御進止。被鎮濫行、可被進僻事也。又於伊勢國者、住人挿鼻惡之心。已發謀叛了。而件餘黨、尙以逆心不直候也。仍爲警衛其輩。令補其替之地頭候也。抑又國々守護武士。神社佛寺以下、諸人領。不帶頼朝下文。無由緒。任自由、押領之由、尤所驚思給候也。於今者、被下院宣於國々。被偏止武士濫行方々僻事。可被澄清天下候也。凡不限伊勢國。謀叛人居住國々。凶徒之所帶跡には所令補地頭候也。然者庄園者。本家領家所役。國衛者、國役雜事。任先例。可令勤仕之由。所令下知候也。各悉此狀、公事爲先、令執行其職候はんは、何事如之候乎。若其中、不任用本家之事。不動國衛役。偏以令致不當候はん輩



をば隨下被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>候<sub>上</sub>。可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>其誠<sub>一</sub>候也。就<sub>レ</sub>中武士等之中には、頼朝も不<sub>レ</sub>給そ  
ろへば、不<sub>ニ</sub>知及<sub>ニ</sub>候之所<sub>一</sub>、或號<sub>ニ</sub>人之寄附<sub>一</sub>。或以下無<sub>ニ</sub>由緒<sub>一</sub>之事<sub>上</sub>。令<sub>ニ</sub>押領<sub>一</sub>所々。  
其數多候之由。承候。尤被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>院宣<sub>一</sub>。先可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>直<sub>ニ</sub>如此之僻事<sub>一</sub>候也。又縱爲<sub>ニ</sub>謀  
叛人之所帶<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>補<sub>ニ</sub>地頭<sub>一</sub>之條。雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>由緒<sub>一</sub>。可<sub>ニ</sub>偏止<sub>一</sub>之由、於<sub>下</sub>被<sub>ニ</sub>仰下<sub>一</sub>候所々  
者。隨<sub>レ</sub>仰可<sub>ニ</sub>偏止<sub>一</sub>候也。院宣、爭違<sub>レ</sub>背候哉。以<sub>ニ</sub>此趣<sub>一</sub>。可<sub>下</sub>令<sub>ニ</sub>奏達<sub>一</sub>給<sub>上</sub>之由。可<sub>ニ</sub>  
令<sub>レ</sub>申帥中納言殿<sub>一</sub>也。

文治二年六月廿一日

頼 朝 判。

此書の意は行家義經を求めんが爲めに畿内近國に於て或は守護を置き、或は地頭を  
置き以て警備探察の任に當らしめたりと雖も、彼等或は事を兵糧米に寄せ、誅求日  
に甚しきものあり。或は頼朝の與へざる土地をすら占領するものあり。諸國、諸莊  
の愁訴多き由、朝廷より御沙汰ありしに對し、守護、地頭を置くの意は、平家沒官  
領、及び梟徒隱住の虞ある土地を警戒せしむる爲めにして、守護、地頭たらんもの

は宜しく此意を體して主として先づ公事の滞なく行はれ、領家の收むべき所役、國衙  
の收むべき國役雜事の先例に違はざらんことを勤むべきなり。而して此原則に従つ  
て武士の亂妨を禁すべき旨の院宣を下さるゝとも頼朝の身として決して違背し奉る  
に非ず。加<sub>レ</sub>之たとへば謀叛人の所帶たるが故に、頼朝より地頭を補したる所なりと  
も聖意若し必ず其地に地頭を補するを欲したまはらざらんには是亦頼朝の兎角申す  
べきに非ずと云ふに在り。彼は此意見を事實ならしめんが爲めに其年七月七日を以  
て權門勢家の家領に於ては平家沒官領并に梟徒隱住する所の外は地頭を停止すべき  
ことを京都に奏したり。(東鑑)。之を要するに土地の權利に關する頼朝の政策は左  
の二點に歸す。

(一) 土地の權利に關する不定、不安の状態は之を要するに、從來土地の問題を決  
すべき最後の力なかりしに依れり。諸國の強勢なる住人に檢非違使、追捕使等の  
任を與へて武士の私闘を鎮壓せしめたるは稍、土地の問題に秩序を與へたるに似



たれども、彼等も亦個々に獨立したる兵力たる限りは是れ唯私闘の區域を大ならしめたるに過ぎず。されば此問題を根本的に解決せんとせば更に一步を進むるを要す。則ち少くとも日本に於ては何ものも抵抗する能はざる程に諸國住人の兵力を統一し之に依りて武士の私闘(當時の語を以て云へば謀叛若しは亂妨)を禁遏せざるべからず。彼は是に於て鎌倉を中心とし、自己を以て一門家人の頭首とし、山の如き重き意思を以て嚴重なる訓練を彼等に與へ、此力を以て武士の私闘を禁じたり。

(二) 而して彼は此くしたることを以て自ら朝權を侵したりと信せず。且公私共に利益ある事業なりと信じたり。何となれば是れ混亂、不定、殆んど自然の成行に任せたるが如き従前の状態に明白なる制限と秩序とを與へたるものなればなり。藤原秀衡泰衡の例に依るも強勢なる當時の諸國住人が公田の乃貢を輸せず、領家の濟物を納めず、土地より利益を壟斷して朝廷、及び貴族をして其處置に窮せしめ

たるもの、多かりしや明かなり。賴朝が一面に於て武士の勢力を統一して其大部分をして鎌倉の家人たらしめ、鎌倉家人をして諸國の守護、諸莊の地頭たらしめたるは事體頗る朝權を侵したるもの、如くなれども、是と共に獅子の如き猛威を以て統一的に武士の克己、自制を促し、嚴に國司、領家の權内に立入ることを禁じたるを以て、從來分明ならざりし諸國住人と國衙、領家との權限自ら明白となるを得たるのみならず、諸國住人にして若し秩序を破りて其私慾を逞ふせんとするものあれば朝家も貴族も之を鎌倉に通じて其匡正を求むるを得しを以て其土地に關する利益も自ら一定にして且安全なるものとなりたればなり。

(七) 守護地頭の制度が日本の文明に與へたる結果は如何。

如何なる時代に於ても政治問題の根底には必ず經濟問題あり。賴朝は其時代の最も解決するに苦しみたる最大なる經濟問題、則ち土地問題に就て此の如き解決を與へ



たり。此解決を興へたるが爲めに秩序なき世は始めて秩序を得、混亂なる世界は始めて條理を發明したり。彼が日本の偉人として記憶せらるべき一點は實に此に在り。されど守護地頭の制度が日本の歴史に與へたる効果は獨り土地の紛争に關する問題を決したるのみに非るなり。此制度は猶ほ他の大なる三の點に於て後人に感謝せらるべき理由を有す。

- (一) 人民の幸福が再び政治家の重要な問題となりしこと。
- (二) 武士の階級が始めて政治的訓練を受けたること。
- (三) 日本國の文明に新しき要素を加へたること。

今其然る所以を論せん。

(甲) 人民の幸福が再び政治家の重要な問題となりしこと。奈良朝及び平安朝の盛時に於ては人民の幸福は時の政治家が最も苦心したる問題なりき。そは當時の制法、及び地方政治に見るも明かなり。六國史及び令義  
解等之を證す。されど世運一變して大地主の時代

となるに及んでは亦斯の如くなること能はざりき。勿論當時の領家並に領主と雖も其人民を愛護するに非れば土地の利益を増す能はざるを知りしかば決して其民を虐使用するを以て善しと思ひしには非ず。彼等と雖も其百姓を愛するは則ち自ら愛する所以なる原理に就て異議ありしものに非りき。されど彼等は其人民を治むることに關して殆んど何人に對しても責任を負ふ所なかりしかば、たとへば彼等の非道なる壓抑、誅求を蒙るも人民は全く其苦痛を訴ふべき所なかりき。諸國の豪族たる所謂住人は數ば私闘に従事し、或は在家を焼き、或は民物を掠めたり。されど彼等は其非理に失はれたる若しは奪はれたる財寶に對して何の賠償を求むべき道なかりき。源平盛衰記。平家物語等  
に此事情は明白なり。人民として最も悲しきは領家、若しは領主の如き直接に自己を支配するもの、非行に對して何等の訴ふる所を有せず、彼等をして其力の發動に關して何の顧慮せしむるものなきに在り。されど鎌倉幕府の起りしに及んで此の如き領家若しは領主の暴力は復た之を施すの地なきに至れり。何となれば鎌倉幕府の畏



るべき威力ありて嚴に彼等の殘暴を禁じたればなり。頼朝は此點に於て日本の平民にも長く感謝せらるべき價値を有す。彼は少年にして田舎に竄せられ民間の状態を熟知したりしが故に善く政治問題の根底を知れり。彼は政治家の最後の問題は則ち人民の状態に在ることを知れり。かゝりしかば彼が伊豆に在りて兵を擧げたりし時先づ手を着けたるものは人民を苦しめたる地頭を制裁して其非行を止むるに在りき。試に下の文を讀め

下蒲屋御厨住民等所。

可<sub>下</sub>早停<sub>止</sub>大夫史知親奉行<sub>上</sub>事。

右至<sub>三</sub>于東國<sub>一</sub>者。諸國一同。庄公皆可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>御沙汰<sub>一</sub>之旨。親王宣旨明鏡也。者住民等、存<sub>三</sub>其旨<sub>一</sub>。可<sub>ニ</sub>安堵<sub>一</sub>者也。仍所<sub>レ</sub>仰故以下。

治承四年八月十四日

是は山木判官兼隆の親戚知親が當國蒲屋御厨に在り、非法を行ひ土民を惱亂せしめ

たるを以て舉兵の始に於て令を發して先づ其暴政を禁じたるものなり。(東鑑)。爾<sub>し</sub>より以來彼は常に意を人民の幸福に用ひたり。彼は其代官たる範頼、義經を西上せしめたる時も嚴に武士の暴行を禁じ、最も精細、鋭敏なる神經を働かせて彼等の人民を侵漁せざらんことを欲したり。下の逸話は最も善く彼が眞個の意義に於ける公僕たるを見るべきものなり。

文治元年(一一八五年)八月二十三日、下河邊の庄司行平歸參の御免を蒙り、鎮西より去夜參着す。是れ參州範頼に相添へ西海に發向し、軍忠を竭し<sub>をば</sub>訖<sub>ぬ</sub>。同時に遣はさるゝ所の御家人等經廻に堪へず多く以て歸參したるに行平今に在國<sub>戰地</sub>に在<sub>る</sub>す。御感あり。云々。今日營中に參り盃酒を獻す。二品出御す。武州<sub>平賀</sub>北條殿時政已下群參す。行平九國第一と稱し、弓一張を進むるの所、左右なく、之を領納したまはず。鎮西に遣はすの東士、悉く糧なくして大將軍を棄て多く以て歸參し<sub>をば</sub>畢<sub>ぬ</sub>。汝の所領、西國と已に數箇月の行程を隔つ、乘馬を全ふし歸參する



こと猶ほ不思議と謂ふべきに剩へ盃酒を勸め土産を獻す。彼國に於て人の賄を取らずは争か此の如きの貯あらんや。奇怪なりと仰せらる。行平陳じて、在國の程、兵糧の計を失し、日數を経るの間、郎從等を扶けんが爲めに彼輩の甲冑以下の物を沾却せしめ訖ぬ。而して豊後國に渡るの時は傍輩は皆參州の御船を待む。行平敢て私を顧みず、忠を存するの故に先登を意に任ずるの爲に纔に残し置く所の自分鎧を以て小舟に相博へ、甲冑を着けずと雖も船に掉し、最前に岸に着き、敵の先陣に入り美氣三郎を討取る。凡そ毎度功を竭すの條、大將軍の見知分明なり。今召に依て參らんと欲するの處、進物なきこと所存に違ふ。此弓は九國に於ては名譽の由、兼て以て風聞す。其主不慮の外に之を沾却す。行平之を喜び、折節小袖二領を着けたりしかば則ち一領を脱し之れに替ふ。時に參州の祇候人等餞別として來會せしが此の事を見て頗る之を感ず。召尋ねらるべき歟。次に盃酒を獻することは下總國に留置きし郎從矢作二郎、鈴置平五等旅糧を用意し、途中に

來向ふ。是を以て經營の料に宛てしめたるものにて全く他物を貪らず云々と申す。二品頼朝具に之を聞かじめ給ふて感涙を浮べ其志を喜び給ひ、行平は日本無雙の弓取なり。宜しき弓を見知るの條、汝の眼に過ぐべからず、然らば重寶たるべきものなりと仰せらる、則ち廣澤三郎をして之を張らしめ、自ら引き試み給ふに、殊に御意に叶ふの由仰せられ。直に御盃を行平に賜ふ。(東鑑)。

彼は其親愛したる武士と雖も彼等が一毫も他人を侵すを欲せず。其賄賂を貪りし微嫌だもあれば衆士の面前に於て直ちに之を難詰し、而して其辯疏明白にして私なきを認むるや感極つて涙を垂る。此涙は彼が人民の幸福の爲に嘗したるものに外ならず。彼の人民を思ふこと殆んど其天性に出づと云ふも可なり。彼は是故に平氏既に亡び守護地頭を置くの勅許既に下り、天下の事、略ぼ定まりたる文治二年(一一八六年)三月を以て「治承以來、世間穩かならず。諸國の土民、徭役に勞れ、農桑を忘たり。就中關東の武士、最も征役に奔走したり。されば窮民を安堵せしめんが爲



に頼朝の知行の國々、則ち相模。武藏。伊豆。駿河。上總。下總。信濃。越後。豊後豊後は文治元年まで頼朝の分國ならざりしを同年行家義經の黨同國等に在りとの事にて不虞警備黨類詮義の爲め改めて分國とせらる。等は去年以前の未濟物買賦の濟進を終へざるを優免し、今年より國々の堪否に従つて勵濟すべきの由を沙汰したり。凡そ此九國に限らず兵革に苦しむことは一同の事たるべければ朝廷に於ても同様の御沙汰ありたし」と奏上し、民力休養の已むべからざるを主張したるのみならず、秦衡征伐の時に於て切に奥羽の人民を勞せんことを恐れ、鎌倉を出でしより其歸第に至るまで上野下野兩國の乃貢を以て自ら給し、敢て之を奥羽の民庶に取ることなく且其將士をして秋毫も民を侵すことなからしめ、苟も其嚴重なる軍規に違ふものあれば必ず峻刑を以て之れを罰し、少も假借することなかりき。當時出羽口の大將たりし宇佐美平次の僕が陸奥國志波郡陣岡附近なる高水寺に於て其の金堂の壁板十三枚を放し取りたるが爲めに左右の手を切られしが如きは其兵紀の如何に嚴肅なりしやを見るべきものとして時人の驚歎する所なりき。(東鑑)。奥羽既に一統し日本全國の

威風に靡きし後も彼の眼は常に人民の休戚より外に移らず、其生活の状態は必ず彼の鋭敏なる觀察を通る、こと能はざりき。されば彼は武藏守たりし平賀義信の政事が最も民庶の意に投じ人望最も盛なりと聞くや、建久六年(一一九五)七月十六日を以て書を與へて之を稱し、「向後の國司たらんものは此時の例を守るべき趣し」府廳の壁に書し、同年其分國たる諸國の不熟損失を聞くや九月十九日巡檢使を發して其實狀を調査せしめ、彼が常に人民の生活状態を省顧するの責任あるを明かにしたり。(東鑑)。而して殊に天下後世をして最も彼に感謝せしむべきは彼が如何なる場合に於ても一身の爲めに徒らに人民を勞することを欲せざりしこと是れなり。下の逸話は則ち之を證す。

建久六年(一一九五)。頼朝東大寺供養の爲め上京の時攝津國天王寺に參詣せんと欲し六月十八日先づ船にて下ることと定む。是は藤原能保等の陸路よりは船道こそ善けれと勧めたるに依るなり。然るに此事に依りて路次に莊園を領する人々



各百姓に課し饗應の事あらんとする由、觸廻はるものあり、或は風聞に依りて奔走するものありとも聞へしかば頼朝大に驚き、且憤り、吾佛法の値遇の爲に靈場の參詣を企つるに、若し人の財を費さば還て佛意に乖くべしとて、左様なる沙汰は必ず停止せらるべしと各に申遣はし、兼ねては能保と同道し、其船を借るべき約束ありしが能保が頼朝饗應の爲めに莊園に雜事雜税と云ふ義に見るべしを課せしを聞き彼と同行せんは本意に背けりとして、能保との約を變じ、改めて丹後局の船を借り、同二十日天王寺に参りたり。(東鑑)。

夫れ此の如き熱烈なる愛民の心を以て四海に臨む。鎌倉幕府が久しく人民に感謝せられて天下に新しき政局を開きたる亦宜ならずや。

(乙) 武士の階級が始めて政治的訓練を受けたること。武士の階級、則ち諸國住人の階級は其住する地方に於ては儼然たる大地主にして其家道の大小に従つて兵權を有したりしに關はらず、彼等は日本國を經營すべき政治的人民としては從來殆んど

何等の訓練なきものなりき。されば殆んど奥羽二州を壟斷したる秀衡すら京都の貴族より之を見れば單に奥のえびすに過ぎず。(今鏡)。足利、小山、三浦、畠山、千葉介、上總介の如き大族著姓と雖も是亦東えびすたるを免れず。之を京都の貴族に比すれば宿根賤しき下藩として輕蔑せらるゝに終らざるを得ざりき。(平家物語。源平盛衰記)。是故に彼等は其領内に於てこそ家子、郎等に圍繞せられ、土民を治むる領主たりしかども猶近世の語に於て國事を擔當する能力ある人民を意味する支配的階級(Dominant Class)と云ひ得べきものに非りき。何となれば彼等の問題は唯だ如何にして自己の土地を維持し、如何にして自己の土地を増すべきやに在りて、彼等は日本全國の利害に關して何等の興味を有せず、何等の責任を感せざりければなり。されど頼朝が武士の勢力を統一し、此統一したる勢力を假りて天下に秩序を興ふるに至りて武士は始めて自ら自己が日本の治安を維持すべき責任あるを感ずるに至れり。則ち武藏國の住人葛西清重が頼朝の爲めに平泉に居て檢非違使所の事を管



領し、奥羽に在りし鎌倉家人を支配し、尋て甲斐源氏伊澤家景が清重と相並んで陸奥國留守職となり民庶の愁訴を聞きたりしが如き。伊豆國の住人、天野遠景が鎮西奉行となりて九州を治めたるが如き、共に武士をして始めて天下の事を以て自ら任せしめたるものなり。(東鑑)。獨り是のみならずなり。鎌倉家人と稱する武士を守護、或は地頭として派遣し、鎌倉の節度を奉じて土着の住人を治めしめたるは是れ彼等をして日本全國の治安を目的とする大なる機關の一體として其職を盡さしめたるものにして彼等をして自ら愛し、自ら重んじ漸く日本國の治安を以て自ら任ずるに至らしめたるものなり。彼は勿論、從來政治的訓練なき東國武士をして直ちに日本國の政務を料理せしめんとしたるものに非ず。彼は戦争以外に別才を要する政務に於ては主として京人を用ひたるのみならず、地方の政務と雖も九州の如き特殊の位置に在るものは必しも直ちに多く東國武士を用ふるを避けたりと雖も

賴朝は九州の管理に關して特に純粹なる東人を用ふるを避けたる形跡なきに非

ず。そは伊豆の住人を以て西國奉行たりし天野遠景を罷めたる後は九州に在りて關東を代表したりしものは左の三氏なりしに依りて知らるゝなり。

#### 大友能直

前齊院次官中原親能の養子にして始め一法師冠者と稱し、左近衛將監に任じ最も賴朝に寵せらる。(東鑑)。豊前豊後の守護となり、又豊前守、兼檢非違使所に任ず。(參取尊卑分脈、大友系圖)

#### 武藤資賴

大友能直の祖景賴の養子、武者所に補し、武藤と稱す、筑前守に任じ、鎮西守護となり、太宰小貳に任ず。子孫小貳氏と稱す。(同上)

#### 島津忠久

賴朝の乳父比企掃部允の子丹後局二條院に仕へ島津莊の下司惟宗廣言に通じ生みたる子なり。日向、大隅薩摩の守護となる。

三國の守護、東鑑に據る。島津氏の系譜は吉見系圖に據る



其故らに東國武人を用ふるを避けたるの状掩ふべからず。

而も東國武士は始めて頼朝に係りて自ら日本國を治むべき上流の階級たるを自覺せざるを得ざるに至れり。而して此傾向は北條氏の時に至りて益々發達し、武人を以て評定衆、引付衆たるものを生じ武人が支配的階級たるの事實は益々動かすべからざるものとなれり。(東鑑)。而して是れ實に日本の政治史に於てたしかに一時期を劃したるものなりき、何となれば是より後所謂武門武士は日本の政治史に於て重なる役者となり。以て徳川氏の末路に至りたればなり。

(丙) 日本國の文明に新しき要素を加へたること。公家の政治振はず、武家の政治起る。久しく東國に蟄居したりし武士は日本全國に行きて其統治の權を行ふ。京都の柔弱の俗、國民の間に勢力を失し東國雄健の風、諸國を風靡す。是れ日本國民の生活の歴史に於ては一大革命たるに外ならず。昔しは單に田舎者の行儀たるに止まりし弓矢の道、武士の習が一轉して都の文學に入り、平家物語、源平盛衰記等を生じ、

武家の歴史が朝廷の歴史の如く東鑑の一書を倣し、武家の保護したる禪律二宗が朝廷の保護したる天台、眞言二宗を壓倒したるを見るも、守護地頭の制度が人心に與へたる効果は其範圍餘りに大にして殆んど其限を見ずと謂つべし。是より先き諸國住人は其各地に於て私闘に従事する間自ら一種の氣風を養成せり。著者は假に之を武士道と名づく。たとへば

(一) 死を恐れざること。戰場に於ては直ちに一陣に進み、生命を主人に獻ずるを以て能事とし。弓矢取る身は死所を撰ぶべからず、死所を擇べば却て最後の恥を残すべしとて先づ死を決して戰場に臨み、最後の死狀の晴々しからんことを欲し、年頃、日頃いかなる高名ありとも最後に不覺したれば長き瑕なりと感じ、其の死狀の勇ましきを以て武士の手本とするを誇り、若し武士たる體面を傷けられたりと信する時は必ず自殺して以て其苟も免るゝものに非ることを示し、弓矢取りは敵の矢に當りて死するを當然とし、死を輕んじ、死を恐れざること。



(二) されど之と共に死すべからざる場所あるを知ること。死を輕んずること前の如しと雖も、而も之と共に死を一途に定むるは易く、謀を萬代に残すは難きことを知り、身を全くして敵を亡ぼすを謀ること。

(三) 功名群に抜かんことを欲すること。たとへば親、兄弟と共に戦場に出でたりとも、功名は親をも兄をも越へて獨りまぎれなき働せんとすること。先陣の名を得るを以て光榮とし、逡巡と思慮に過ぐるを以て恥辱とし、必ず戦列の最先に進まんことを欲し、たとへば主人の命なりとも成るべくは家に在り、若しは後陣に止まらず、必ず進んで敵と相見へんと欲すること。其功名を争ふの甚しきや、先陣の名を獲ざれば寧ろ死せんと欲するに至るものすらありしこと。

(四) 進むを知りて退くを知らざりしこと。敵に臨み、若しは戦場に在りては一步だも退くを以て恥辱とし、寧ろ死するも背後を敵に示さざるを期したること。戦場に臨んでは家を懷はず、親を懷はざるを以て勇士の本意としたること。

(五) 體面を重んじ、之を傷けらるゝを恥ぢしこと。及び之と共に存したる復讐心。先祖の武功を以て家門の誇とし、此自負心を傷くべき行爲に出でんよりは寧ろ死を擇ばんと欲したること。弓矢取る身は假りにも名こそ惜く候へと稱して武士間の輿論に擯斥せらるゝを以て死に優りたる苦痛なりとし、必しも捕虜となるを恥ぢずと雖も、而も恥辱を受けて苟も生くることを欲せず、捕虜となりながら猶ほ敵の言語の無禮を尤めて憚らざるを以て勇士の事とし、切に怯懦の名を負ふを恥ぢ、苟も自己の體面を傷けられたりと感ずれば起て之に復讐し、復讐を以て義務とし子が父の仇を復するを以て最も賞讃すべき孝行なりとしたること。

(六) 強敵に當り、若しは身分不相應なる野心を懷くを以て武士の榮譽としたること。敵陣強しと聞けば之に當て自ら摧くるを以て勇士の本懐とし、謀反人の名を蒙るを以て武士の眉目とし、朝敵となりて斬らるゝは武士の面目にして弓矢取る身の名聞なりと思ひしこと。(東鑑に畠山次郎重忠、謀反の企ありと風聞せられ



し時、謀反を企てんと欲するの由、風聞せらるゝは却て眉目と謂ふべしと云ひたりと記し、保元物語一本に爲義、臨終の時に朝敵と成て斬られん事、誠に面目なり、弓矢取身の名聞、何か是にしかんと言ひたりと記す。

(七) 主人に對し志の一なるを尊び、二心を恥ぢしこと。二人の主を取るを恥ぢ心がはりを賤しみ。強きに付き、弱きを離るゝを惡み、時勢に連れて彼方へ参り、此方へ参るを見苦しとし。正直を尊び、主人に對して約したる言葉を變せざること。

(八) 宗教を信せざるに非るも、而も武士たる體面を重んずるの情は宗教心をすら或程度まで制限したること。夢見、物忌などは當時の武士と雖も、猶ほ之に拘泥するを免れざりしものなれども戰場に臨み若しは武士たる體面を維持する爲にはかゝる言ふを恥ぢ、之を言ふを以て怯懦なりとしたること。武士と雖も佛の加護を信じ、護持佛の利益を信せざるに非るも、しかも戰場に在りても猶ほか

かるものを頼みたりと云はれんは恥辱なりとてたとへば髻中に正觀音の像を挿みしものも必死の場に臨みては却て之を去り、敵に怯名を謳はれざらんと欲したること。(此實例は頼朝自身なり)。

(九) 敵を待つに禮法と寛大とを以てしたること。戦争の時は汝、我を殺す乎、我、汝を殺す乎の決意を以て戦ふも、敵一たび相應なる條件を具して降人となれば之を殺すを以て不義としたるのみならず、必ず其身分に相當したる禮儀を以て之を待ち弓矢取る身の習、今日は人の上、明日は身の上なれば互に情あるべきなりとて之を遇するに深切なる同情を以てしたること是なり。

(以上。東鑑。保元物語。平治物語。平家物語。源平盛衰記等を參取す。)

と云ふが如き則ち是れなり。是れ皆諸國の住人、殊に東國の住人が郷里に在りて養成したる一種の慣習たるに外ならず。而して今や武士道を身に體したる東國武士を以て日本全國の守護地頭たらしめんとす。是れ豈從來日本風俗の淵源たりし京家の



風俗を覆へして之に代ふるに剛堅、勇毅なる武士の俗を以てするの地を爲したるものに非ずや。鎌倉幕府の起りしは獨り日本政治史の變革に非ずして又日本人情、風俗、文學の變遷を促すものたりしは是れが爲なり。

(八) 京都と鎌倉の關係。

頼朝は諸國住人の大部分、殊に東國の住人をして悉く鎌倉の家人たらしめ、此統一したる勢力に依りて朝廷に要請し守護、地頭を日本全國に碁布して以て秩序なき世に秩序を興へ、條理なき世に條理を發見したり。されど彼は是に依りて唯だ其政治家として爲すべき事業の一半を了したるのみ。彼は之と共に更に他の一個の事業を爲さざるべからず。他なし、京都の政治を肅清し、鎌倉幕府と輔車相依りて共に治安に進むの道を講ずること是れなり。頼朝は天性の勤王家なり。少くとも彼は皇室に忠順なることの人臣の道なることを解したるものなり。彼が皇室に對して心より敬

畏の情を存したるは彼の範頼に與へし書既に明かに之を證す。第十一章に出づ。彼は壽永三年(一一八四年)三月兵馬倥偬の際に於てすら仙洞より仰せ下さるゝことは是非を論せず、必ず先づ仰に従ひ奉り、武家の道理を帶ぶるとは其後に於て奏聞を遂ぐべしと定めたり。彼はたとへば京都の干渉が戦争の進行の爲に不利益なることなりとも、勅を奉せざらんは武士の本意に非ず、事の是非を論せず必ず先づ之を奉じ、若し抗議の已むを得ざるものあれば徐に其理由を具して奏請申理すべしとしたりしなり。彼は文治二年(一一八六年)二月後白河法皇六十の御賀に上絹三百疋、國絹五百疋、麩牙しやうが等を進め、別に班幔六十帖を奉りて其儀をなさせ奉り、建久二年(一一九一年)閏十二月、法皇痼病と御不食とに悩ませ玉ふと聞き、自ら潔齋して法華經を讀誦し、以て御病氣の平癒を祈り、明春に至りて御容體いよゝゝ勝れ玉はず、玉體腫れさせ玉ふと聞きて大江廣元を京都に遣り御機嫌を窺はせ、其年(一一九二年)三月十三日法皇崩御し玉ひしかば鎌倉に於て七七日の御佛事殘る處なく修し、自ら潔齋して經



を誦し、四十九日の御佛事は鎌倉南の堂に於て之を行ひ、鶴岡、勝長壽院、伊豆山、宮根山、大山寺、観音寺、高麗寺、六所宮、岩殿寺、大藏観音堂、窟堂いはやぐら、慈光寺、浅草寺、眞慈光寺、弓削寺等凡そ東國に於て有名なる寺々より僧を請じて、百僧供養の議あり、御追孝の誠意を表し、建久四年（一一九三年）三月其御一廻の忌辰には更に千僧の供養を修したるのみならず、御一廻の間は狩獵を禁制したり。（東鑑）。彼は如何なる點より見るも皇室を輕じ奉るの心ありと見るべき所なかりき。されど彼は之と共に天下の治安を欲せば必ず京家をして武家と輔車相依るの態度を取らしめざるべからず。少くとも京家をして武家の手腕を掣肘せしむべからずと信じた。彼は清盛が後白河法皇の近習に依りて少からず迷惑したることを知れり。彼は院の寵臣平知康が源義仲を誤りしことを知れり。彼は天下の治平と秩序とは武家の力を待たざるべからず。武家の力を適當に用ひんとせば京家と協力せざるべからず。京家と協力せんとせば京都に於ける權家をして武家と歩調を共にせしめざるべ

からざるを知れり。是に於て乎、彼は朝官の進退に關しては鎌倉より意見を諷示し奉り、朝廷におかせられても成るべく此諷示に従はせられんことを希望せり。彼は固より清盛、義仲の如く暴力を以て朝官を易へんと欲せざりき。彼は又彼等の如く多數の朝臣を易置し、其官爵を黜陟することを欲せざりき。名器の與奪は武士の關し奉るべきことに非ず、何人が朝官に列するも彼は之を是非し奉るべき理由なしと信じたり。彼は唯だ實際政務の樞機に當れる重要な大官の進退に關しては武家より其適任者を諷示し奉るべき必要ありと感したるのみ。何となれば此の如くするに非れば公武の間は到底一致し難ければなり。されば彼は未だ義經謀叛の事なかりし時より右大臣兼實の賢名を聞き、當時の攝政基通を罷め、兼實をして之に代らしめんことを諷示し奉れり。されど後白河法皇は基通を愛し玉ひしかば其諷示に従ひたまはざりき。而して彼も亦敢て之を強ひ奉らざりき。（玉海）。既にして義經謀叛の事あり。法皇の近習刑部卿頼經、右馬權頭業忠等其志偏に義經を助くるに在り、



知康も亦義經に黨したるのみならず、左大臣經宗首として頼朝追討の宣旨を義經に賜ふの已むべからざるを主張したりと聞きしかば彼は倍す朝家と武家の一致を計らんとせば當路の公家の進退につき武家より意見を奏上し、公武一和の地を作るの必要なるを感じ、遂に公然上表して義經に黨したる公卿を黜け、併せて兼實を内覽氏長者に任じ、兼實以下十人の公卿を以て政治を議奏するの任に當らしめんことを請へり。是を文治元年（一一八五年）十二月六日の事とす。（東鑑）。而して法皇は此請に従ひ同二十八日を以て兼實をして内覽たらしめ、同二十九日其奏薦したる十人の公卿を以て政事を議奏せしめたり。（玉海）。此點に於ても頼朝の爲す所は甚だ制約的なりき。何となれば彼は當時の攝政基通の攝政を罷めんことを請はず。當時の左大臣經宗の左大臣を罷めんことを請はず。彼等が朝廷より與へられし名器に關しては何の申す所なく、唯だ武家と共に天下の政道に與るべき朝官の進退にのみ鎌倉の意を諷止し奉りたればなり。後世の史家或は是を以て彼の不忠を尤むるものなきに非

ず。されど天下の治安を維持すべき御委任を蒙りたる彼が其責任を盡くさんが爲めに朝官の彼と歩調を共にし得べきものを推薦したることは御委任を空ふすまじと心掛けたる彼としては決して非理なる奏請と云ふべからず。たとへば今日の國務大臣と雖も、自己が信する能はず、自己を信する能はざる同僚と共に政務に當る可らざるは勿論の事なればなり。而して頼朝が寧ろ積極的に京都に於ける重要な政務官を奏薦したるは預じめ清盛、義仲に於て見るが如き公武の衝突を避くるの道としては賢明なる政策なりと云はざるべからず。清盛、義仲は其暴威を揮ひたる迹より見れば兵力を以て朝家を脅迫し奉りたるが如く不臣の迹掩ふべからざるものありと雖も、其此に至りたる原因を尋ねれば實に預じめ武家と同一の歩調を取り得べき要路の朝臣を奏薦せざりしに依れり。頼朝は此事情を知るが故に敢て大膽に此手段に出でしのみ。夫れ文臣が自己の信任するものを推薦して武將とし左提右携して以て天下の治安を圖りし昔の形式を、武將が自己の信任するものを推薦して文臣とし、東西



相應じて以て國家の事を料理せんとする今の形式としたるは要するに<sup>レ</sup>XYを<sup>レ</sup>YXとしたるものゝみ、日本國民は未だ是を以て頼朝の不臣を尤むべき理由とする能はざるなり。されど當時に在りては政治上の一異例を開くものに相違なかりしかば京都の公卿は之が爲めに不平あるを免れざりき。則ち法皇御自身と雖も實は頼朝が朝官の進退黜陟を注擬し、朝廷に迫り奉るの形あるを喜びたまはざりしかば、固より兼實の内覽たることを善しと思召したるに非らず。且其御覺めでたかりし基通が攝政にてありながら時人に尊敬せらるゝこと兼實に如かざることを惡ませたまひしかば朝臣中には内々御氣色を伺ひて兼實を惡し様に申すものもあり、兼實の位置も頗る不安なるものありき。されど頼朝は自己の奏薦したる朝臣の位置をして此の如くならしむることを欲せざりしかば更に一步を進めて兼實の攝政たらんことを奏請し、兼實は臣の汲引を冀ふものに非ず。臣も亦兼實に私せんとするものに非ず。されど衆望自ら其の人に歸し候上は攝籙の職に任せられんは當然の事に候はん歟と申した

り。法皇は固より此議に違ふことを憚らせ玉ひしかば文治二年(一一六八年)三月十日遂に基通の攝政を罷め兼實を以て之に代へ玉へり。(參取玉海、愚管鈔)。頼朝は更に進んで攝政の家領に關して上奏する所あり、基通の家領を削り凡そ攝家の世々相傳したる莊園は悉く兼實に附し、僅に故關白忠實に附屬したる高陽院御庄五十餘所を以て基通に與へたり。(東鑑)。されど法皇は兼實に對して始終御心の釋けさせられしにも非ず、君臣の間遂に相協はざりき。是れ京都の朝廷より見れば兼實は恰も京都に在りて鎌倉の利害を代表する最貴の朝官なるが如く見へたればなり。既にして文治五年(一一八八年)陸奥の泰衡の亡ぶるに及び朝廷より入朝の御催促ありしかど折節奥羽には泰衡の餘黨大河次郎兼任等起りて亂を爲し事體頗る重大なりしかば翌年(一一八八年)二月四日、來る十月を以て上洛すべきことを公にし隨兵以下の事を諸國に觸示すと共に一面には旨を奥羽近國の家人に傳へて兼任征伐の方針を授け其叛亂の豫期の如く鎮定したるを以て、十月三日鎌倉を發し十一月七日京都に着



したり。(東鑑)。

大河次郎兼任は新田三郎入道、二藤次忠平の弟にして兄弟共に出羽の豪族なり。泰衡に屬して其郎従と稱す。泰衡の亡びたる年の暮、兼任、兄弟の同意を待たず獨り泰衡の爲に復仇の師を起し、同志を鳩合し、或は伊豫守義經と稱して同國海邊庄に出で或は左馬頭義仲嫡男朝日冠者と稱して同國仙北郡を騒がしたりしが翌建久二年(一一九〇年)の春、先づ小鹿島公成(出羽住人)を走らし、由利八郎惟平(出羽國住人)を殺し千福、山本より轉じて津輕に至り宇佐美平次實平を殺し兵勢甚だ盛んなりしを以て、頼朝は足利義兼、千葉介常胤、比企能員等を大将として之を征討せしめたり。兼任、志は猛かりしも兄弟すら同意せざりし謀反なりしかば二月諸將進んで泉田(陸前)に至り兼任之を栗原、一迫(共に陸前)に邀戰するに及び大敗し、身を脱して走り村民の殺す所となり事始て平ぐ。(東鑑)。

彼は永曆元年(一一六〇年)十四歳の少年を以て伊豆に流されしより正に三十年、四

十四歳を以て再び明媚なる京都の山水に接したり。彼は其趣好より言へば固より關東粗野の俗を愛するものにあらざりき。關東に在りし長き生涯の間にも彼は流竄公卿の如く常に京都の風俗を慕ひ京洛の客とし云へば常に憐を加へたりき。

東鑑養和二年(一一八二年)正月十三日の條に曰く伯耆守時家、始めて武衛頼朝に參る。是れ時忠卿の息なり。繼母の結構に依て上總上總介に配せらる。司馬上總介之を賞翫せしめて聳君となす。而して廣常、去年以來御氣色、聊か不快の間、其事を贖はんが爲に之を舉し申す。武衛、京洛の客を愛するの間、殊に憐愍したまふ云々。同書同年五月十二日の條に又曰く伏見冠者藤原廣綱初めて武衛に參る。是れ右筆なり。京洛に馴るゝものを御尋あるに依りて安田三郎之を舉し申さる云々。凡そ頼朝の好愛したる人物を見るに無雙の寵人なりと云はれたる一法師冠者能直の如き、頼朝に女性の取持を爲したる小中太光家の如き共に京洛の客なり。頼朝が身は關東に在りながら其趣好は京人なりしは蓋し察し難からず。



今や凱旋將軍の鷹揚なる態度を以て三十年間寤寐に往來して忘るゝこと能はざりし、なつかしき、戀しき都に入るを得たり。彼の感慨果して如何。後人をして當時を追想せしむるも猶ほ無限の興味あるを覺ふ。彼は當日勢田近江まで來りしに折しも雨ふりしかば、しばらく同所に止まり、思さまに雨やみて而る後青天白日の下堂々として大兵を率ゐ入京したりき。是より先き頼朝は其上京の時の居亭として六波羅に在りし平清盛の第趾に方二町を籠めて館を造り先づ之に投ず。(愚管鈔)。傳説は彼の入京の行粧を語りて曰く。

三騎三騎ならべて、武士うたせて、我朝より先にたしかに七百騎ありけり、後に三百餘騎はうちこみてのりけり、紺青丹こむろをにのうら水干に夏毛のむかばき、まことにとを白くて黒き馬にぞのりたりける。(愚管鈔)。

尋で其九日入朝し權大納言に任じ。(東鑑)。其二十四日右近衛大將を兼ね、十二月朔大將拜賀の儀を終へしがやがて上表して兩職を辭したり。(東鑑)。辭職のものは

半部の車に乗るを得ざる故事なりしを猶ほ院宣を以て特に是を許し玉へり。頼朝大納言に叙任の事は兼て關東に在りし時より内々數ば御沙汰ありしかども、其度毎に謙退して命に應せざりしかば此度強て仰付けられしなり。(東鑑)。且大臣にても、何にてもとありしかど、自ら深く思慮する所あり、大將の命を蒙りたりと云ふ。(愚管鈔)。彼は此所にも武家政治の爲めに一の規範を作れり。彼は自ら朝廷の好官を取ることを好まざりしかども猶ほ大將たることを辭せず、一族の源氏數人を以て諸國の受領たらしめし外は、家人の官位は専ら四府、檢非違使を望みたり。鎌倉家人は固より武人なり、文事は家業に非ず。臣も亦武臣の棟梁なり、朝廷若し官を以て臣を寵し給ふべくは臣願くは大將に任ずるを得んとは蓋し彼の志なりしなるべし。斯くの如くにして彼は朝廷の名器を假りて更に名實共に武人の首領たる位置を明にし、益す其政略の大根本たる武人の統一を堅固ならしめたり。

此事新井君美の武家の官職を論ずる文最も之を詳

りにせ。斯くて彼は在京六十四日に及び十二月十四日關東下向の途に就き同二十九日鎌



倉に歸りたり。(東鑑)。彼の京都に在るや數ば法皇に謁し、何事も打釋けて奏問し參らせしかば、法皇も御優待あり。引見毎に御物語數刻に及ばせられ、時には終日御側に侍らしめ給ひしこともありしとぞ。(玉海)。法皇の何時も人をそらし給はぬ御性質と賴朝の強き意思を粧ふに恭謙の外貌を以てしたるの狀想ふに堪へたり。されど法皇の周圍には攝政兼實及び議奏公卿が賴朝に依りて政權を掌るを喜ばざる黨派あり。法皇も亦表面には兼實を善遇し給ひしかども御心の内にては兼實と和し玉はざる所あり。(玉海)。賴朝が武士の棟梁たる兵威を假りて恰も鎌倉より遙に朝政を指揮するが如き態度に出づるを忌ませ給はざりしかば、此の魚水の如く見へたる君臣間も其實は精神的暗闘の行はるゝを免れざりしものゝ如し。そは下の傳説ありしに依りて知らるゝなり。

建久二年(一一九一年)則ち賴朝上洛の翌年五月十二日折節上京中なりし大夫尉大江廣元より京都の事情を報ずるの書鎌倉に至り、上皇の御願として近江國高島郡

に五丈毘沙門天の像を安んせられ、近日供養の儀あるべしと申越す。三善康信入道善信此事を聞き、彼の像は去ぬる養和の頃、仙洞に於て佛師院尊法印に仰せられ作り始めらるゝ所なりと云ひけるに、賴朝は此事度々風聞ある所なり。平相國在家の時より造立し奉るものにして、推量の及ぶ所にては源氏調伏の爲に相國の造りしものなるべき歟。さるを今度供養の儀あらんこと、頗る甘心せずと云ひ、仍て其趣を内々廣元に申送りたり。(東鑑)。

傳説の意は賴朝を以て明かに法皇に關東を呪咀し給ふの御意思あらせられしと信じたりしものなりとしたるに非らざるも、京、鎌倉の間、何となく薄き曇の存するやうにて其間の感情が光風霽月の如くなりし能はざりし事情は此の短き物語にも猶ほ躍如たるを見る。既にして後白河法皇は建久三年(一一九二年)三月十三日を以て崩じ給ひしかば當今後鳥羽天皇萬機を親らしたまへり。(愚管鈔、増鏡)。其年七月十二日賴朝征夷大將軍に任ず。(公卿補任)。同六年(一一九五年)南都東大寺供養の爲



め二月十四日妻子を携へて西上の途に就き、三月四日六波羅の亭に着す。是を彼が第二回、則ち最後の上京とす。同九日車駕に先つて東大寺に下り、玉海に依れば車駕は十日を以て京都を發す。同十二日供養の儀に列し、同二十七日參内し、斯くて在京百日に及び六月二十四日御暇乞として再び參内し、翌日京都を發し、同七月八日鎌倉に着せり。(東鑑)。當時頼朝は公武の間をして更に親密ならしめんとせば獨り鎌倉より攝政議奏を推薦するを以て足れりとせず、必ず其女を宮に納れて皇妃に備ふるに非れば君臣の間猶ほ嫌疑の存するを免れざるを察し、先づ其長女を納れんと欲したりしが長女死したるを以て其意を果さず。更に少女を納れんと計りつゝありし間に彼自ら死したるを以て之を遂ぐることを得ざりき。而して此間京都には様々の陰謀あり、建久七年(一一九六年)兼實は攝政を辭するの止むべからざるに至り、基通關白となり、當今の寵臣權大納言源通親、其情婦藤原範子と結んで權を宮中に振ひ彼をして切齒せしめたり。(參取増鏡、玉海)。斯くの如くにして公武の調和に關する彼の計畫は未だ理想

的の實行を見るに至らずして已めり。若し彼の周綜老練なる施設にして充分現實にせらるゝを得たりしならんには承久の役に於けるが如き君臣間の大衝突を見るに至らずして已むべかりしなるべきに彼が僅に五十三の比較的短命を以て此世を辭したるは獨り源氏の不幸のみならず、亦實に我皇室の御不運なりしと謂はざるべからず。

### (九) 武家の立法者としての頼朝。

附 頼朝の用ひたる人物の事。并に頼朝が僧侶の權を抑へたること。

我等は既に政治家たる頼朝の主義と伎倆とに就て略ぼ其要點を論じたり。されど我等は猶ほ(一)武家の立法者としての頼朝。(二)頼朝の僧權を抑へたること。(三)頼朝に用ひられる人物に就て語らざるを得ず。そは政治家たる頼朝を學ばんとせば此三者の研究は必ず遺漏し得ざるべからざるものなればなり。先づ彼が僧侶の權を抑へたる



ことに就て言はんには彼は壽永三年(一一八三年)三月二十五日書を法皇の近臣高階泰經に贈り、當時の急務四事を論じたることありしが其一條は實に左の如きものなりき。

一佛事の間の事。

諸寺諸山の御領、舊例の勤の如く退轉すべからず。近年の如くならば僧家皆な武勇を好み佛法を忘るゝの間、行徳聞へず。用樞なく候。尤も禁制せらるべく候。兼て又濫行不信の僧に於ては公請を用ひらるべく候。自今以後に於ては頼朝の沙汰として僧家武具に至りては法に任せ奪取り、朝敵を追討する官兵に與へ給すべきの由存じ思ひ給ふ所なり。(東鑑)。

彼は平氏の兵糧米を神領に課し、火を放ちて南都園城寺を焼きたる罪を責めたりしかども、而も之と共に僧侶が武人と同じく兵器を貯へ、戦闘に従事するを非とし、天下の治安を維持せんとせば必ず先づ此の如き弊習を打破せざるべからずとせり。

彼は勿論自ら進んで僧侶の怒を挑發し、或は直ちに僧徒に向つて其兵器を收めしめんとしたること無かりき。彼は何處までも武家の棟梁たる限界を守らんと欲したりしが故に僧徒の行爲に對し直接には何等の干涉する所なかりしと雖も、而も僧徒にして若し武士の威嚴に觸れんとするものあれば彼は決して一步も假す所なかりき。左の一事は最も善く彼の僧侶に對する態度を見るに足るべきものなり。

建久六年(一一九五年)頼朝東大寺供養の爲め上洛したりし時三月四日、近江國鏡驛より馬を進めしに、延曆寺の衆徒山を下りて勢多橋の傍に屯集す。是は兼て今度の供養を不快としたれば其憤を示さん爲なり。頼朝馬を橋の東に立て、しばし思案の體なりしが小鹿島橘次公成を衆徒の方に遣はし、鎌倉將軍東大寺供養結縁として上洛の處、各群集せらるゝは何事の候やらん、尤も恐れ思ひ給ひ侍る。但し武將の法は、此の如き所にては下馬の禮なく候間乗ながら罷通るべく候と言はせ、橘次の未だ還り來らざる前に其儘馬上にて衆徒の前を過ぎ、弓を取直し、聊



か憤の色を示したりしかば衆徒各平伏したり。(東鑑)。  
 延暦寺の示威運動も、彼の一眼に逢ふや却て雌伏の状を天下に示すものとなれり。  
 唯此一事、二世紀に亘りて當時の政治家を苦しめたる僧權の全く武人に屈したるを  
 見るに足る。かゝりしかば彼の世を終るまで南都北嶺の僧徒も復た、兵を動かすこ  
 となく、而して國民の精神的要求に應じたる新宗教は漸く其間に發達するを得た  
 り。たとひ彼は南都の感情に逆らはざらんが爲に重衡を南都に渡し、大和を寺僧の  
 管理に任して武家より守護地頭を置かず、建久二年(一一九一年)三月佐々木左兵衛  
 尉定重が近江國佐々木庄に於て日吉社ぐさし宮仕法師等を刃傷したることより延暦寺僧の  
 訴訟となりし時、定重を對馬に、定重の父定綱を薩摩に流し、剩へ更に僧徒の再訴に  
 依りて定重を殺し、以て彼と雖も未だ全く僧侶の横暴を制するに至らざりしことを  
 示すを免れざりしと雖も、而も彼の時代より僧徒の威焰大に減じ、干戈を弄するも  
 の、大に減じたるは則ち疑ふべからず。

彼が用ひたる人物を知るは政治家たる彼を研究するに於ては最も興味ある問題な  
 り。而して此點に於て最も注意すべきは彼が武士を統轄する侍所別當及び其次官た  
 る所司の職に於ては専ら關東の武士を用ひ武士をして武士を治めしむるの策を取り  
 しと雖も、政所及び問注所の如き行政、司法の事務に於ては主として京人を用ひた  
 ること是なり。彼は鎌倉に於て左の三衙を置き、以て一門家人を總べ、併せて彼が  
 朝廷の委任を蒙りたる政務を統轄せり。

(一) 侍所

攝關大臣家皆侍所を置き其門に伺候する私臣を統轄す。清盛之に倣ふて六波羅  
 に侍所を置きたりしが、頼朝も亦治承四年(一一八〇年)十一月之を置く。(參取  
 職原鈔、東鑑)。長官を別當と云ひ、長官の事を執るものを所司と云ふ。征討の  
 時、將軍の代官として軍奉行の事を管し、平時に在りては殿中の警衛、罪人の  
 糾斷、治安の保護等凡そ武士を役して爲すべき事は主として此衙の管理に歸せ



しもの、如し。徳川時代の番役の職略ぼ之に任たり。唯だ徳川時代の番役に比すれば刑獄、警察の事を兼ね、且直ちに將軍の指揮を奉じ他の官衙に屬せざりしを以て其位置特に重しとす。

(二) 政 所。

元暦元年(一一八四年)十月始めて公文所を置き、別當、寄人を定む。別當は長官なり。寄人は參與の官なり。鎌倉幕府の朝廷より御委任を蒙りたる政務に關して發すべき公文の議定及び發令を掌る。源平盛衰記に凡人の公文所は朝家の太政官廳の如しと云ふもの最も善く其職掌の何たるを明にするに足る。尋で頼朝上洛して權大納言に任せられ、鎌倉に還るに及んで建久二年(一一九二年)改めて政所と爲す。そは大納言以上の家には政所を立て、其家政を管理するは當時の例なればなり。別當寄人を置くこと公文所の如し。

(三) 問 注 所。

問注所は則ち訴訟を判決する所なり。問注の義は原被兩造の言を問ふて之を注記するに取る。元暦元年(一一九一年)之を置く。其長官を執事とす。土地の權利に關すること。職掌に關する權限の争。身分の事、百姓の領主に對する訴訟等皆之を裁斷す。但大事に至りては此衙獨り斷せず。執事より政所に提出し政所に於て之を協議したるもの、如し。

(以上東鑑の記事を參酌す。)

頼朝の立法者たる伎倆は此に現はる。彼は是に依りて將軍政治に一定の形式を與へて後世の模範たらしめたり。彼は決して一時を濟ふべき臨時の處分を爲すを以て自ら足れりとせず、必ず時人の眼に炳焉たる形式を以て其官衙の存在と權限とを明かにせり。彼は此點に於て決して率意、簡捷を事とする野人に非りき。彼は其武士を統轄する手段に於ても、其政務を處置するに於ても必ず一定の法規に依り、組織あり、規率ある方法に依りて整々堂々として之を做さんことを欲したり。彼は人



才を用ふるに於て最も自由なりしかども、而も之を用ふるや必ず一定の規律に従はしめたり。彼は一面に於ては最も深く人才の價値を認めたる英雄なりしかども、之と共に彼は他の一面に於て制度と規律の價値を解したる天然の立法家なりき。而して彼は此の如き制度と規律を立つるは決して當時の武人の堪ゆる所に非るを知りしかば主として京人を用ひたり。則ち大江廣元を以て政所の別當とし、中原親能、藤原行政等を以て其寄人とし、三善康信を以て問注所の執事としたるが如きこと是なり。後世の史家或は彼が此の如く京人を採用したるを以て彼が京人の政治の才あるものを收攬して以て朝家の勢力を殺したるものとし、經國濟世の大志ありし人物が京都を去つて鎌倉に赴き其の覇業を助けたる不臣の心事を尤むるものなきに非ず。

新井君美、頼朝の大江廣元を論じたるが如き則ち是なり。されど是れ未だ頼朝が京人を用ひたる眞實の理由を解せざるもの、み。何をか頼朝が京人を用ひたる眞實の理由と云ふや。讀者若し當時の世界が總ての點に於て現狀に満足せず改革の氣運鬱勃たるものありしに關せず、猶ほ典

故、故實、先例、舊慣の威力ありし世界なりしこと、及び總ての智識が専門の業家に保存せられ師弟の間のみ受授せられしものなることを思はゞ此問題は直ちに氷解せらるべきなり。たとへば關白藤原兼實は當時の貴族中に於ては最も學問あり、最も政治の才あるものなりき。されど彼は建久二年（一一九一年）頼朝が大江廣元を薦めて明法博士を以て左衛門大尉、檢非違使を兼ねしめんとしたりしとき、廣元は經家の人なり。大外記、明法博士たるを以て家の先途とすべし、さるを大尉を帯び廷尉に任ずるは有るまじきことなりとて、其然るべからぬ由を奏上したりと云ふ。（玉海）。夫れ人の才何の限あらん。苟も其才あらば文臣と雖も大尉たり使の宣旨を蒙るに於て何かあらん。されど先例故格を重んずる當時に在りては廣元が此任を蒙りしは希代の珍事として時人の驚異する所たりき。（百鍊鈔）。一事は萬事なり。當時の思想は盡く先例故格の下に蹲踞す。試に和歌に就て之を見よ。和歌は單に物に感じ、景に觸れ、懷を述ぶるに過ぎず。されど當時の和歌者流は種々なる繩



墨を作り、作者をして必ず之に準備せしめんとせり。則ち雲雀は必ずあがると詠み、水鶏は必ずたくと詠み、鴨は必ず羽かくと詠み、あづまちの名所は必ず相坂、不破關、二村、たかし、宇津山、足柄等に限り、たこの浦と云へば必ず駿河とし、いざりの海人を詠めば必ず丹後の與射の海とし、古歌に詠まざるものは詠まず、本歌、證歌なき新しき故事若しは語句を用ひざること等則ち是なり。(顯昭陳狀)。乃ち弓を作り、馬に射るの藝と雖も亦各所謂秘傳なるものあり。(東鑑)。殊に政治に至りては尤も典故、先例を重んじ、事毎に舊記を尋ね故格を追はざること無し。而して其舊記、故格を傳へ執政者の諮問に對するものには各専門の家あり。子孫相續して以て家業とす。之を要するに當時の政治は先例故格を重んずる時代思想の支配する所にして、而して各般の政務皆先例故格の準據すべきものあり。而して其智識は之を業家に藏むと謂つべきものなり。されば攝關家と雖も一令を出し、一事を施すに當りては必ず先づ之を業家に諮問して其答案を待ち而して後事に従はざるを得ず、

先例、典故を案して時事を斷ずるの權は業家之を自家の手中に收むと云ふも可なり。乃ち小納言入道信西が後白河天皇の初政に於て殆んど天下の權を總攬したるが如き形ありしものも亦唯だ彼が南家の儒者にして故事に暗熟し、朝章に通達したるが爲のみ。(平治物語)。而して平清盛の如き、剛愎自ら用ひたる英雄と雖も亦其政務に關しては藤原經房、藤原長方の如き才識該博なる朝臣の意見を諮問し、大外記清原頼業の如き業家に依りて其施設を縁飾したりしを見れば、當時に於て朝政に關する専門の智識を有するもの、重要視せられたる程度を察するに堪へたり。頼朝も亦此の如き時代の風潮に逆らふと能はず、亦逆らふと欲せざりしかば彼は鎌倉に其政治の座を定むると共に此の如き専門の智識を京都より移し來るの必要を感じたり。中原親能が明經道の家を以て大江廣元が紀傳道の家を以て頼朝の聘に應じたるは則ち之が爲めなり。彼等は共に業家の子孫にして、共に善く先例、故格を知り、當時の政治學に熟達したるものなり。されば其用ふる人と、其の用ひたる場合とは各同



じからずと雖も、而も後白河天皇が信西を用ひ、清盛が頼業を用ひ、頼朝が親能廣元を用ひたるは共に當時の思潮たりし先例、故格を重んずるの風に従ひ、善く先例、故格を知るものを用ひしのみ。而して彼等が其先例、故格を熟知したる當時の智識たりしと共に全く先例、故格の奴隸たらずして各其智識を用ひて時代の必要に應ずるを得たるは是れ彼等が先例、故格を破りしに非ずして、當時の政治的必要に應ずべく先例、故格を適用したるのみ。されば頼朝が京人を用ひたるは京都の人才を鎌倉に移して鎌倉の勢力を増さんが爲めに非ず、鎌倉の施設をして朝家の施設と矛盾することなく、京都、鎌倉の間、常に圓滑にして共に先例、故格に違はざらんが爲のみ。此意味より云へば親能、廣元の徒は武家と公家との間を調和すべき必要なる機關にして彼等微つせば武家は直ちに公家と衝突するの恐ありしのみならず。舊例、故格は武士に依りて全く破壊せられ、無學の武人徒らに跋扈して舊時代と新時代の間に漸進的變化を見る能はざるべかりしなり。唯だ此輩ありて公家の間に行はれし

典故、慣例を武家に教へ、公武共に同一の慣例、同一の學問に依り、徐かに改革の歩を進めしを以て舊き制度の中に新しき制度の發生を見、武家の典章、自ら見るべきものありき。されば彼等を責むるに頼朝を助けて王室を弱くしたる不臣の徒を以てするは時代を解せざるものなり。若し夫れ大江廣元が、國衛、莊園に守護地頭を補し、因て以て天下を制するの議を發案したるものたりしが爲めに彼を非難するもの、如きも亦當時の勢此の如くするに非れば天下の治平を期しがたきを知らざるのみ。必ず是を以て其不忠を責むるが如きは是れ私闘に依りて土地に關する爭論を決したる昔の混亂に還るを善しとするの徒のみ、未だ篤論とする能はざるに似たり。加之當時鎌倉幕府の政務たる其重なるものは土地の權利の問題なり。而して土地の權利の問題は多く京都の朝廷、若しは貴族高僧に關係す、何となれば土地の權利の問題は則ち國衛、莊園、神社、佛閣に關聯せざること少ければなり。而して京都の朝廷、若しは貴族、高僧の金科玉條とする所は實に先例、故格なりとせば頼朝が先例



故格に暗熟したる親能廣元の徒を用ひたるは是れ京都の思想感情を尊敬する所以にして之を破壊する所以に非るや知るべきなり。我等は如何なる點より見るも頼朝が京人を用ひて其政務に當らしめたるを以て不臣の心事に基くと爲し、若しは頼朝に用ひられし京人を以て朝を助けて王を弱くしたる不臣の徒とするの理由なき非難なることを知る。

斯の如く頼朝は自己の委任せられたる政務に關しては主として京人を用ひたり。されど家人を統率する侍所の職に至ては之を京人に委せず、東國武士を以て之に宛てたり。則ち和田義盛を以て別當とし、梶原景時を以て所司としたるが如し。而して梶原景時に就ては我等は少しく讀者の注意を乞はんとするものなきに非ず。何となれば義盛は侍所別當たりしかども、其人と爲り凡庸にして頼朝の器とする所とならず、景時のみ獨り頼朝に寵用せられたるが如くなればなり。景時は相模の豪族にして其始めて頼朝に謁したるは治承五年(一一八一年)正月十一日に在り。傳説は當時

の事を語りて下の如く言へり。曰く

梶原平三景時、仰に依て御前に參る、去年窮冬の比、土肥實平相具して參る所なり。文筆に携はらずと雖も巧言の士なり。専ら賢慮に相叶ふ。(東鑑)。

頼朝は性格の讀者としては殆んど史上に比類なき本能を有す。知らず何の見る所ありて景時を愛好する此の如くなりしや。左の物語は少しく此秘密を解くに足れるものなり。

壽永三年(一一八四年)二月二十七日遠江守義定、蒲冠者範頼、源九郎義經、一條次郎忠頼等共に義仲を亡ぼして京都に在りの飛脚、鎌倉に參着して、去る二十日合戦を遂げ、義仲并に伴黨を誅するの由を申す。三人の使者、皆召に依りて北面の石壺に參り、巨細を聞食すの處に、景時の飛脚又參着す。是れ討亡、囚人等の交名を持參する所なり。方々の使者參上すると雖も、記録に及ばず。景時の思慮、猶ほ神妙の由、御感再三に及ぶ。(東鑑)。



彼は武勇を専らとしたる東國武士の中に在りて獨り強きのみに非ざるなり。彼は善く頼朝の心を解し、頼朝の欲する所を知れり。是れ善く頼朝の知遇を得たる所以なり。頼朝の義經を以て専恣自ら用ふるものなりとし之を京都に追返すや、東國武士は多く義經を冤としたるもの、如し。されど景時は獨り頼朝を以て殘忍なりとせざりしのみならず、義經の必ず抑へざるべからざることを主張せり。彼は之が爲めに讒者の名を蒙れり。(東鑑)。彼が果して罪なきものを罪ありとし兄弟を離間したる小人たりしや、若しは彼が鎌倉の武威を立つるには義經の如き我儘者を抑ふるの必要ありとしたる卓識家なりしやは此に論ずる限に非ず。唯だ彼が義經を冤とするもの多かりし間に立ちて頼朝の處置を是としたるのみならず、讒者の名を取るに至りしは其深く頼朝を解し、頼朝の心を以て自己の心としたる情態を察すべきものなり。傳説は又左の逸事を傳ふ。

右大將家頼朝奥入したまひしとき名取川にて

われひとり けふの軍に なとり河  
とくりかへし〜えいじ給ひければ大名小名うめきすさみけれども、つくるもの  
なかりけるに、梶原

君もろともに かちわたりせん

と付たりけり。又京上りの御ともに相模國丸子河をわたり玉ひけるに、梶原すこし用事有てかた〜についゐたりけるが御ともにさがりぬと一鞭あて、うつつほどに此河の河中にてはせ付奉りたりけるに、はいかいの馬にて鎌倉殿に水をざ々とかけ奉り御氣色悪くて睨み玉へりけるに、梶原

まりこ河 ければぞなみは 上りける

と仕りて手綱をゆりすへければ御氣色なほり給ひて、打うそぶき。「ければぞなみは上りける」と二三べん詠じ給ひて向ひの岸に打上り、馬の頭を梶原に引むけて



かゝりあしくも 人やみるらん

とつけ給ひ、いかに發句、つき句、いづれまされりとぞ仰ける。(源平盛衰記)。

傳説は又彼が一の谷の戦に

ものゝふの とりつたへたる あづさ弓

ひきては人の かへるものは

と詠じ、さき亂れたる梅花を籠に挿みて二度驅したることを語る。(源平盛衰記)。

彼が風流温藉にして、趣味に於ても、舉動に於ても尋常武人に比すべからざるものありしを見るに足れり。其殆んど二十年間侍所の要職に在りて大過なかりしもの決して偶然ならざるに似たり。而して賴家の時大名の抗議に依りて彼を斥くるに及んで侍所の權軽く、遂に北條氏の勢力を長ずるに至りしを見れば景時は源氏の忠臣なりと云ふも亦可なり。我等は史家の景時を研究する一層精細なるの日あらんことを希望するものなり。そは景時を解するは則ち賴朝を解する所以なればなり。

## 第十四章 源賴朝は如何なる人ぞ

(一) 賴朝は残忍の人に非ず。

我等は此處に最後の結論に達せり。我等が論題の主人公たる賴朝は如何なる人ぞや、是れ我等が此に論せんと欲する所なり。世或は賴朝を以て猜疑に因りて多く人を殺したる残忍の人なりとす。則ち

壽永二年(一一八三年) には功臣上總介廣常を殺し。(愚管抄、東鑑)。

元暦元年(一一八四年) には叔父義廣、甲斐源氏一條忠頼を殺し。(東鑑)。

文治二年(一一八六年) には叔父行家及び其子光頼、行頼を殺し。(參取東鑑、玉海)。

文治五年(一一八九年) には弟義經を殺し。(東鑑)。



建久四年(一一九三年)には弟範頼、甲斐源氏安田義資を殺したるが如き。(東鑑)。

共に其猜疑と残忍とを見るべきものなりとするなり。されどかゝる論法を以てせば古今の英雄、誰か善く同一の非難を免れ得るものぞ。乃ち足利尊氏の寛仁を以てするも猶ほ其同功一體の弟を殺し。豊臣秀吉の濶達を以てするも猶ほ其主人の子の一人を殺し、他の一人を殺さんと欲し、少年より愛撫したる己の養嗣子を殺したるに非ずや。蓋し天下をして必ず一個の意思に服従し、一系の血統を奉じて主とせしめんとせば之が爲めに多少の犠牲を出すは當時に於ては實に已むを得ざるの業たりしなり。而して此等の諸英雄を比し來れば頼朝の擧は寧ろ其残忍の甚しきものに非りしに似たり。則ち其廣常、忠頼、義資を殺したるは彼等が巨性大族たるを頼みて鎌倉の節度に従はざりしが爲めなり。其行家、義廣、義經を殺したるは謀反の爲なり。共に武士の勢力を統一して天下の治安を謀らんとする彼の大計畫を阻碍せんとする

ものに外ならざるが故に彼が之を殺したること故なしとせざるなり。獨り範頼に至りては之を殺すこと甚だ理由なきが如しと雖も、彼が其家人當麻太郎をして頼朝の寢室に潜ましめたるに至つては其罪、決して小なりとせず、頼朝の遂に之を殺すに至りしこと亦自然の勢已むを得ざるものありしに似たり。

範頼の殺さるゝに至りし事情は左の如し。

建久四年(一一九三年)頼朝、範頼叛逆を企つる由を聞き、仔細を尋ねしに八月二日範頼誓詞を呈し、「御代官として度々戰場に向ひ、忠を盡してより以降、全く貳心なく、御子孫將來たりと雖も又以て貞節を存すべきものなり。且は又今まで御疑念を蒙らず、御意に叶ひしことは數ば御書を賜はりたれば箱底に秘藏いたし置候ひぬ。然るに今、誤なきに此御疑に預ること不便の次第なり。所詮當代と云ひ、後代と云ひ、不忠を挿むべからず。早く此趣を以て子孫を誠め置くべきものなり」と云ひ、其他心なきを明かにしたるに頼朝は誓詞に源範頼と署したるは吾と一族



たりとの儀を存する歟。頗る過分なりとて猶ほ其憤を増したるもの、如し。然るに同月九日の夜、範頼の家人にて弓劍の武藝に其名を得たる當麻太郎なるもの頼朝の寢所の下に潜みけるを、頼朝未だ寝ねざりしが、床下に人ありと知り、潜に結城七郎朝光、宇佐美三郎祐茂、梶原源太左衛門尉景季等を召し當麻を尋出して捕へ置き、夜明けて後推問するに、參州範頼誓詞を出したる後、頼朝より何の沙汰もなければ、範頼は何とぞして頼朝の様子をも知り安否を思定めんとて愁歎限りなし。當麻則ち頼朝の寢所に潜み、評議の様子を泄聞かんとしたるのみ、全く陰謀の企に非すと述ぶ。頼朝此趣を以て範頼を訊させたるに、當麻の事更に存知なきことなりと答ふ。されど當麻は範頼の殊に親信したるものなれば頼朝の疑益す釋けず。同十七日伊豆に流され遂に殺さるゝに至りしと云ふ。是れ東鑑の説なり。保曆間記には富士の狩の時、狩場にて頼朝打たれたりと云事鎌倉へ聞えたりけるに頼朝の室北條氏大に騒ぎて歎きけるを、範頼鎌倉に留守したりけるが、範

頼かくて候へば御代は何事か候べきと慰めたり。頼朝扱は世に心を懸けたるかとして誅せらけるとあり。

たとへば論者の言の如く、頼朝をして誠に疑心多く、残忍の性に富みたるものならしむるも、彼は果して當時の人の水平を超へて疑心多く、残忍なりしや否やを批判するは決して容易の業に非ず。試に思へ保元物語の作者が源爲朝を記すや、大なる同情を以てし、恰も爲朝を以て一篇の主人公となせりと云ふも可なるが如くなるに、それすら猶ほ爲朝が大島の代官にして其妻の父たる三郎兵衛忠重の己に服せざるを怒り其手指を切落したることを記るせるに非ずや。河野通信は備後の額入道を虜にし父の仇なればとて八付はつつけにしたりとも鋸にてなぶり切にしたりとも云ふ。(源平盛衰記)。當時の人情残忍なりし的情思ふべし。且頼朝の一生を見るに數ば刺客の禍に逢ひて、而も幸に免れたり。則ち安元元年(一一七五年)には二十九歳にして伊東祐親に殺されんとして、其子九郎祐清の密告に逢ひて僅に危地を脱し、養和元年(一一



八一年)には三十五歳にして安房國の住人長狭六郎の郎從左中太常澄の爲めに復仇の刃を蒙らんとし、建久三年(一一九二年)には四十六歳にして、左目に魚鱗を嵌し、陽りて眇者となり、ヒ首を挟みて人夫の中に混じ、鎌倉永福寺建築の土石を運びたる平氏の郎等上總五郎兵衛藤原忠光の一撃を蒙らんとし、建久四年(一一九三年)には四十七歳にして富士野に於て曾我時宗に依りて深夜に其居所を襲はれんとしたり。時宗自ら頼朝の居所に闖入したる理由を陳べて曰く、「祖父伊東祐親入道、御景色を蒙る、其恨なきに非るの間、拜謁を遂げ自殺せんが爲なり」と。時人の復仇を義として人を殺すを意とせざりしこと此の如し。(東鑑)。此の如き險惡にして殺伐なる時代の人情を背景とし、而して後、史家の所謂頼朝の猜疑、殘忍なるものを以て比較し來れば我等は頼朝の時人に寛容せられ、愛戴せられたる理由を解するを得。何となれば彼は決して時人よりも殘忍に非ず。時人よりも疑心に富みたるに非ればなり。

### (三) 頼朝の品性。(上)

之を要するに頼朝は日本武士の首領として日本武士に敬愛せらるべき最も大なる人格なりき。彼は面大にして身短かりしかども、音吐亮朗にして威儀人を壓するに足りき。(源平盛衰記)。彼は個人的勇氣に於ては蠻勇を以て世に誇れる東國武士をして猶且舌を捲かしむるに足りき。彼は狩場に於て大鹿に馳並び徒手にして其角を捉へ、因て以て之を捕へたり。(愚管鈔)。彼の自ら戰場に臨みたることは其數甚だ少かりしかども、而も彼は弓術の達者にして殆んど百發百中の概ありき。(東鑑)。彼が武家政治の創立者たるの事實は後の史家をして彼のかゝる個人的勇氣あるを忘れしめたりと雖も、彼は實に單純なる一個の武士としても猶ほ第一等の武士たるを失はざりき。而して是れ實に彼が武士の棟梁として一代に仰視せられたる所以の秘密なりき。彼は時として自ら家人の武士と共に小笠懸の射手たりしことあり。彼は好



んで那須野、富士野に狩獵し、自ら其身體を山野雪霜の中に鍛鍊し、其家人をして常に武備を嚴にせしめたり。彼は和歌を善くし、京洛の客を愛し、其關東野人の間に在るや自ら流竄公卿の態なきに非りしも、而も其事に當りて艱難を辭せず。常に主將の態度を持して毫も怯懦の振舞を爲すことなく、正面して勁敵に向ひ、如何なる事變に逢ふも毅然として聲色を動かさざるに至つては彼はたしかに武士道の權化にして東國武士の理想を具體的ならしめたるものなりき。(東鑑)。下の物語は最も善く賴朝が武人の模範たりしを證するものなり。

治承四年(一一八〇年)山木兼隆を攻めし時、賴朝は兵寡く、勝敗の算未だ明かならざりしにも關はらず、事の草創たれば間道を用ひ難しとて、折節三島社神事に下向の人の衢に満ちたるをも憚らず、兵を牛鏝大路より進めたり。(東鑑)。

石橋山合戦の時、賴朝戦敗れて山中に隠れ髻中の正觀音像を取り、或る巖窟に安

んじ、我が首を景親に傳へん日、髻中に此本尊あるを見ば源氏の大將の所爲に非ずとて人定めて誹を貽すべき歟と云ひき。(東鑑)。

\*\*\*\*\*

文治元年(一一八五年)四月平家滅亡の報知鎌倉に至りし時は鎌倉にては南御堂柱立の日にて賴朝は監臨したり。折しも西海より飛脚來りて義經より一卷の記を進む。藤判官代賴朝の前に跪きて此記を読む。賴朝之を取り、鶴岡の方に向ひ默して一語を發せず。上棟等の事終り、工匠等に祿を與へ、居館に還りたる後、始めて使者を召し具さに合戦の事を尋ねたりと云ふ。又同年十月京都にて土佐房合戦に打負け、行家、義經等、賴朝追討の宣旨を申下したりとの報、鎌倉に達したりし時も御堂供養の時なりしが、賴朝は少しも聲色を動かすことなく、供養の外亦他事もなき有様なりき。(東鑑)。

如何なる場合に於ても自己の武將たる體面を損することなく、如何なる危險の事に



逢ふも平然として之に處するは武士の理想にして而して頼朝の實に善く之を爲したる所なりき。彼が武人の首領として武士に愛敬せられたる亦宜ならずや。

(三) 頼朝の品性。(下)

されど是れ頼朝の強き半面のみ。翻つて他の半面を見れば彼は家庭に於ては甘き親なり。彼は其義仲の子たる故を以て其女婿志水冠者義高を殺すに忍びたれども、其愛女の哀傷を見るに忍びず、義高を殺したる堀藤次親家を斬りて以て其心を和げんとせり。彼は又其子頼家が富士野の狩獵に於て始て鹿を獲たるを喜び、使を鎌倉に遣りて之を夫人北條氏に報じ、賢明なる北條氏をして逆まに「武將の嫡嗣として原野の鹿鳥を獲ると強ち希なりとするに足らず。楚忽の專使、頗る其煩あるか」と答へしむるに至れり。其子女に對してやさしき父なりしこと知るべきなり。(東鑑)。彼は其一面に於てこそたけき武士なりしかど、他の一面に於ては正直なる宗教の信者に

して經文を讀誦し神佛を禮拜し、心より鬼神の靈異を信じたり。彼は此點に於て決して時人と殊ならざりき。彼は天變を畏れ、陰陽師の説に従て謹慎し、宗教上の儀式に於ては謹んで之を守りたりき。

彼の品性を知らんとせば、猶ほ一事の研究すべきものありて存す。他なし。彼と女性との關係是なり。

(一) 平政子(北條氏。時政の女)

頼朝の正室なり。頼朝豆州に在りしとき之に通ず。東鑑の記事に依りて推測するに二人の戀は承安二三年の頃頼朝二十六七、政子十六七歳の時に成りしもの如し。そは壽永二年政子所生大姫義高の死を悲むことあり。少くとも十歳以下のもの、舉動に非ず。假りに之を十歳と見做し逆りて算するに承安四年政子十八歳の時に生れたるものなるを以てなり。東鑑に依れば伊東祐親の頼朝を殺



さんとしたるは其後の事なれば曾我物語、源平盛衰記に賴朝、祐親の女に通じ而る後政子に通じたりと云ふ記事あるは或は作者の虚構したる小説なるやも知るべからず。政子は承久の役に進撃を決したる女丈夫にして、學問あり。政治の才あり。賴朝も、其人と爲りを憚りたり。(東鑑)。

葛西三郎清重の妻。

治承四年(一一八〇年)十月十日賴朝武藏國丸子莊を以て葛西清重に與ふ。其夜清重の宅に止宿す。清重其妻をして御膳に備へしむ。但し妻たることを申さず他所より青女を招くの由言上すと東鑑に記せり。賴朝が之に通じたるや否は詳ならざれども源平盛衰記等に依るにかゝる時に女子を出すは主人側にて珍客を饗する心にて其女に枕席を進めしむるを例としたるが如くなれば清重が其妻を以て賴朝に許したる心事は掩ふべからざるが如し。

良橋太郎入道息女。

龜前と稱す。賴朝の伊豆に在りし時より昵近し、治承五年(一一八〇年)の春の頃より密通し、賴朝數ば其家に往來せしが外聞を憚り、治承六年(一一八二年)小中太光家の小窪の宅に置き、又伏見冠者廣綱の飯島の家に置く。光家、廣綱共に京人にして賴朝の幫間なり。既にして此事露顯し政子の憤甚しく一場の葛藤を起し、北條時政一時伊豆に退居するに至りき。(東鑑)。

常陸介藤時長息女。

大進局と稱す。鎌倉殿中に仕へし間に賴朝密通せり。文治二年(一一八六年)二月十六日、賴朝の爲に一男子を生む。政子の憤甚しきを以て産の間の儀も毎事省略す。

新田冠者義重息女。

賴朝の兄義平の後室なり。治承六年(一一八三年)賴朝伏見冠者廣綱を以て數ば艶書を贈りたれども堅拒應せず、賴朝已むを得ず、直ちに之を義重に告げ、以



て其戀を成さんと欲す。義重、政子の聞かんことを憚り、俄に之を帥六郎なるものに嫁す。頼朝之に依りて義重に快からず。

#### 丹後内侍。

比企禪尼の女なり。東鑑に文治二年(一一八六年)六月十日晩頭甚雷雨鳴す。今日丹後内侍甘繩の家に於て病惱す。二品其體を訪はしめんが爲に潜に彼所に渡御あり。朝光、胤頼の外御伴に候するものなし云々とあり。其頼朝密通の女たりしや否は明かならず。丹後局は則ち島津忠久の母なり。世に島津氏は頼朝の子なりと云ふ説あるは東鑑の記事に附會したるものならん。

男子は如何なる女性にも通ひて子を生ませたる當時の風俗を以て之を論すれば彼の戀は比較的節制にして放縱ならざりしと謂つべし。

\* . . . \*

かくて日本が生みたる此偉大なる英雄は建久九年(一一九八年)相模國相模河の橋供

養の日、結縁の爲め、其場に臨み、歸途馬より落ち、之が爲めに翌年(一一九九年)正月十三日五十三歳を以て歿したり。彼は此年を以て京都に上り更に大に政治の改革を試みんとしつゝありしかど、遂げざりしものなりと云ふ。(參取東鑑、愚管鈔)。此の如くにして彼の事業は七分を了して三分を了せざる大なる未成の彫像として残りたりき。



源 頼 朝 終

明治四十二年七月二十日印刷  
明治四十二年七月廿三日發行

源 頼 朝  
正價金九拾五錢



著者	山路彌吉
發行者	鶴田久作
印刷者	長谷川辰二郎
印刷所	神田印刷所

東京市神田區雉子町三十二番地

發行所

立

黃

社

振替口座第七九九五番







應對談話の巧拙が往々にして其人生運の運命を定むることあるは遍く世の老功者の認むる所、巧妙なる談話の技倆は實に生涯の寶なり、本書は其眞訣を説けるもの、如何に本書が滿都の好評を博しつゝあるかは卷末に添へたる都下十一新聞の批評の全文に就て看られよ。

笛川漁郎君譯 (四版)

社交談話法

裝釘高雅  
全一冊  
正價四十錢  
郵稅四錢

●都下諸新聞批評の一端を擧ぐれば「東京朝日」は「社交的談話法に關する一切の秘訣を網羅せり譯文亦極めて流暢」と云ひ、「國民新聞」は「所説割切犀利にして譯文亦極めて明快、全編十八章皆有益趣味の文字ならざるはなし」と云ひ、「時事新報」は「譯文も嚴正流暢にして此種の出版物あるは一般の感謝する所ならん」と云ひ、「報知新聞」は「所説割切痛快、此種の著書中の白眉に屬す」と云ひ、「中外英字新聞」は「原書も此位咀嚼せば殆ど遺憾なくらん裝釘の雅致亦其内容に恥ぢず」と云ひ、「東京日々」は「此書の如きは些々たる社交上の末技を云はすして直に其根本義を説くこと懇切周到なるを以て洵に時代の要求に適ふべきや疑ひなきなり」と云ひ、「毎日電報」は「讀者は此書に依て常に應對談話の眞奧義を學び得る而已ならず、況く處世術、交際法のタクトを會得すること多かるべし、行文甚だ明快、近頃の好讀物」と云へり。

高橋五郎氏譯

(再版)

ベーコン論說集

總クローヌ  
全一冊  
定價壹圓貳拾錢  
郵稅拾錢

世界論文集中の王として三百年來學者の争て愛誦する全編五十八の名什、句々金玉之を讀む廿回、讀む毎に新意を發見し來る」とは眞なり、以て處世經たるべし、以て思想辭典たるべし、いま斯學大家の逐字譯成る。

- 要目
- ◎眞理を論ず
  - ◎死を論ず
  - ◎富を論ず
  - ◎美を論ず
  - ◎復讐を論ず
  - ◎逆運を論ず
  - ◎迷信を論ず
  - ◎狡猾を論ず
  - ◎自愛を論ず
  - ◎交友を論ず
  - ◎閑議を論ず
  - ◎猜疑を論ず
  - ◎攝生を論ず
  - ◎談話を論ず
  - ◎幸運を論ず
  - ◎稱讚を論ず
  - ◎親子を論ず
  - ◎忿怒を論ず
  - ◎戀愛を論ず
  - ◎旅行を論ず
  - ◎貴族を論ず
  - ◎豪膽を論ず
  - ◎園圃を論ず
  - ◎統治を論ず
  - ◎愚告を論ず
  - ◎運疑を論ず
  - ◎似智を論ず
  - ◎高地位を論ず
  - ◎無神説を論ず
  - ◎功名心を論ず
  - ◎習慣と教育を論ず
  - ◎青年と老年を論ず
  - ◎結婚と獨身を論ず
  - ◎虚偽と假扮を論ず
  - ◎學問及讀書を論ず
  - ◎名譽と聲聞を論ず
  - ◎邦國の眞偉大を論ず
  - ◎人に於ける天性を論ず
  - ◎事物の變遷を論ず
  - ◎娼妓及美望を論ず
  - ◎畸形癡疾を論ず
  - ◎仁慈慈悲を論ず
  - ◎禮式と禮儀を論ず
  - ◎從者及朋友を論ず

時事新報評

「……ベーコン論說集は我國翻譯界の重鎮と稱せらるゝ高橋五郎氏の妙腕によりて遺憾なく邦語に翻譯せられたり。余は之を原文に對照して實に譯者の老熟せる手腕に敬服せり……高橋氏の「ベーコン論說集」は翻譯書として最も成功せるもの一ならん……」



早稻田大學講師菅野德助氏譯註

(新刊)

對譯 悲劇才セロ

總クローヌ 全一冊 正價壹圓五拾錢 小包郵稅拾貳錢

東京朝日新聞評

「……從來譯註書と云へば翻譯拙くて原文の妙味を失ふを常とす然るに本書には斯る弊なく……原文の妙味を日本文に傳へたり、多年來沙翁の研究に従事したる人ならではまれの出来ぬ業なるべし……」

中外英字新聞評

「……譯文明快、精確、巧妙にして字々句句々其精神を發揮し……各人物の性格を識別し其人物に適當なる雅俗の文を以て其對話を譯出せるが如き翻譯の苦心察するに餘りあり……我國に於て此の如く沙翁を忠實に譯し、同時に何人にも了解し得るやうに譯したるは本書を以て嚆矢とすべし……」

東京毎日新聞評

「……研究的翻譯として殆ど模範的の好著……」

東京日日新聞評

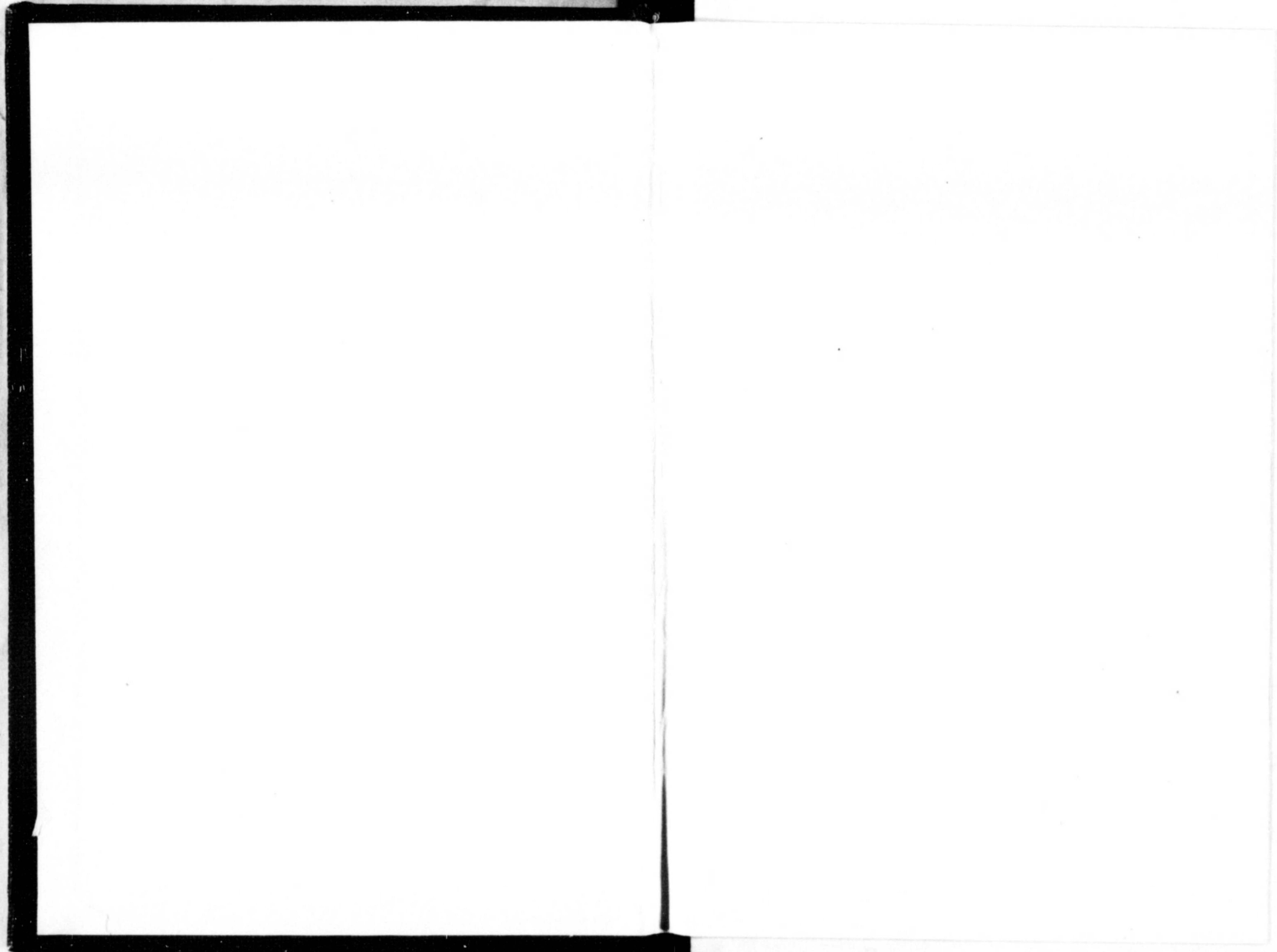
「……古今の沙翁學者の評までも譯出し來て殆ど痒ゆき所に手の届く様に説明してある悉る丁寧な譯註書は沙翁劇の如きものあり日本には初めてである……」

帝國文學評


「……しつと從來の翻譯の様に曖昧な所もなく、抜いた所もなく、一句一句を荷せせず、原作の精神を發揮した故である事は否まれぬ。猶沙翁研究大家の批評を附けたのは、錦上花を添へたものと云つてよからう……終に本書の釘裝は地味で上品で、所々の挿畫も我國の出版としては振つてゐる」

215P 53











210.4  
Y517m

Ⓜ

007398-000-5

210.4-Y517m

源頼朝

山路 愛山/著

M42

ACK-1225





